

第百二十九回国会 参議院 地方行政委員会 會議録第六号

平成六年六月十六日(木曜日)
午後七時四十五分開会

委員の異動

六月十五日

大淵 絹子君

補欠選任
中尾 則幸君

六月十六日

大森 昭君

補欠選任
上野 雄文君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

岩本 久人君

石渡 清元君

岩崎 昭弥君

釘宮 馨君

有働 正治君

太田 豊秋君

狩野 安君

鎌田 要人君

久世 公堯君

関根 則之君

松浦 功君

上野 雄文君

中尾 則幸君

安永 英雄君

渡辺 四郎君

長谷川 清君

山崎 順子君

統 訓弘君

西川 潔君

委員

政府委員

自治大臣
国家公安委員
会委員長

石井 一君

警察庁長官

警察庁長官官房

警察庁長官官房

警察庁長官官房

警察庁長官官房

警察庁長官官房

警察庁長官官房

警察庁長官官房

警察庁長官官房

警察庁長官官房

警察庁長官官房

警察庁長官官房

警察庁長官官房

警察庁長官官房

警察庁長官官房

警察庁長官官房

警察庁長官官房

警察庁長官官房

警察庁長官官房

警察庁長官官房

警察庁長官官房

警察庁長官官房

警察庁長官官房

警察庁長官官房

警察庁長官官房

警察庁長官官房

警察庁長官官房

警察庁長官官房

警察庁長官官房

警察庁長官官房

警察庁長官官房

警察庁長官官房

警察庁長官官房

警察庁長官官房

警察庁長官官房

○委員長(岩本久人君) 警察法の一部を改正する法律案を議題といたします。
本案の趣旨説明は前回既に聴取いたしてありますので、これより質疑に入ります。

○渡辺四郎君 大変な時間になつての開会ですが、なるべく時間を切り上げてやつてくれないうかという理事からのお話がありました、なかなか自信がありません。

そこで、まず警察法の改正問題について若干お聞きをしてみたいと思います。

今回の警察法の改正案は、提案理由の説明等にもありますが、内外の社会情勢の変化に対応した警察運営の展開を図るために警察庁の方に生活安全局を設置する等その内部部局の組織を改める警察庁の組織改正と、いま一つは、犯罪の広域化に効果的に対応するために都道府県警察相互間の関係等に関する規定の整備を図るという、いわば三十年ぶりの警察制度の改正というふうになつておりまして、大きく言つて二本の柱でこの改正の内容が提案をされているというふうに思つております。

そこで、まず第一点お聞きをしたいのは、この改正の中で、権限が警察庁長官官房に非常に集中をいたしました大官房制へ移行するのではないかと、この長官官房の所掌事務のほかに新たにかなりの部分が追加をされまして、現在の十一の所掌事務から二十へとほぼ倍増するわけです。そして、私が一般的に言つておりますように、行政のスピード化という中からはできるだけ一局に権限が集中しない方がよりスムーズにいくんではないか、そういう点から見て若干私自身は危惧をする点があるわけですが、ここらについてどういふうな考へか、まずお聞きしたいと思います。

○政府委員(廣瀬権君) ただいま先生御指摘のとおり警察庁の内部組織を改編するものでございますが、事務局を廃止いたしました長官官房にこれを吸収するということにはいたしました。

御案内のとおり、文書、秘書、会計、人事といった事務を多くの省庁におきましては統一の官房部門で扱つておられるというのが多いわけでございますが、警察庁もその例に倣うことにいたしましたというものでございます。

ただ、こういうふうになりましたのは、今回生活安全局というものを設置いたしますが、この生活安全局といふものは、国民の生活の安全を確保するという執行面の仕事を強化したいというのがために保安部を改組いたしまして生活安全局を設けるものでございます。スクラップ・アンド・ビルドの建前もございまして、やむなく事務局を廃止いたすこととしたものでございます。決して権限の集中をねらつて官房だけが組織の中で肥大化しよう、そういうことを図つたものではございませぬ。執行面を強化するため、やむなく事務局を廃止し、その事務を官房に吸収したというものでございます。

○渡辺四郎君 私の心配が杞憂であれば結構ですが、行政そのもののスピード化という中で問題として心配されるのは、権限が集中すればするほど、一たん緩急というときあれでなければ、急ぐ場合になかなか間に合わないんじゃないかと、この心配がありますから、これは私の心配であればそれにこしたことはないということを申し上げておきたいと思ひます。

次に、具体的に幾つかの問題でお尋ねしてみたいと思ひますが、改正案の二十一の長官官房の所掌事務のうちの一項目十九号です。前二号に掲げるもののほか、所管行政に係る国際関係事務のうち、基本的なもの」ということになつております。

が、この「基本的なもの」というのはどういうものなのか。例えばICPO国際刑事警察機構なんかを指すのかどうなのか。その点についてお尋ねしたい。

○政府委員(廣瀬権君) まさに先生御指摘のとおりでございます。ICPOあるいは外国警察機関との連絡・折衝、そういうことが「基本的なもの」ということでございます。

○渡辺四郎君 次に、今度の改正で広域捜査の關係の部分で改正になっておるわけです。この広域捜査に関する改正というのは先ほども申し上げましたが、警察組織自身が約三十年ぶりの改正であるという点から見て、グリコ・森永事件みたいな非常に広範囲、しかも継続的に長期にわたる捜査等もありまして、グリコ・森永事件は十年経過をしたわけですが、こういう歳月の流れの中で事件に関する記憶がだんだん薄れて風化をしてきたわけですが、こういう中で、警察庁としてはこの事件を中心という教訓を残し何を反省をしたんですか、あるいは何を学んだのですか。こういう点について考え方を聞きたいと思います。

○政府委員(垣見隆君) お答えいたします。

御指摘のようなグリコ・森永事件に代表される広域重要事件につきまして種々の反省点、教訓があるわけでございますけれども、中でも、現行の警察法では都道府県警察単位の事件捜査という形になっております。この種の事件、広域捜査については、関係府県が多数に及ぶわけでございまして、その連係プレーがうまくいくかどうかが決める手になるわけでございます。それがやはり一番大きな反省点でございます。

これらを解消するために、これまでに都道府県警察間で広域捜査訓練を実施するとか、あるいは協力をして広域機動捜査班を設置して広域捜査体制を整備するとか、さらには広域連携を行うためには通信手段をきちっと確保するということが大変大事でございまして、そういう点についても整備を図ってまいりましたところでございます。

○渡辺四郎君 そうした多くの教訓なりあるいは

反省等もあったと思うんですが、そういうことに基づいて今回の改正が提起をされたと思うんですが。

その中で、特に現行の警察制度の枠組みにとられないで広域捜査体制という仕組みができるというふうな私自身は実は解釈したわけなんです。が、そういうとらえ方でよろしいでしょうか。

○政府委員(垣見隆君) その点につきましては、犯罪の広域化に対応するためのもう一つのポイントとして捜査指揮を一元的にするという点がござい

ます。これまでは警察法六十条に基づきまして、一つの関係都道府県が他の都道府県に捜査員を応援させることによって統一した指揮のもとに捜査を進めるという形をとってまいりましたわけでござい

ます。しかし、特に広域事件の中でも初動捜査の場合におきましては、迅速な判断または迅速な手続で共同、合同した捜査をする必要があるわけで、その場合にこの応援の規定に基づく捜査というのはやや問題があったわけでございます。

このたびの改正によりまして、現行の警察法の基本的な枠組みは維持しつつ、また関係の都道府県警察がみずからの義務としてそれぞれの責任において捜査をするという形をとしつつ、その上でしかも指揮が一元化できる仕組みを整備されるわけ

でございます。そして、この仕組みがでさうりすことと今後は従来以上に迅速な対応、また他府県の事案に応援するという応援意識というものが払拭をされて事案に的確に対応できるものというふう

に考えております。

あつて高い検挙率を維持してきたと思うんですが。今回の広域捜査に当たって、妨げと言っちゃ何ですが、今までみたいなそういう意識だけで何が何でも挙げなきゃいけない、逮捕しなきゃいけないというふうな燃えておった警察官の皆さんたちが、広域捜査になって、あるいはという気持ちで起きるんじゃないかという心配もあるわけ

です。そういう心配は心配としてありますけれども、改正法の枠組みができておれば円滑な運用をしなきゃいけないと思うんです。今まであれば、同じ府県内の警察職員同士でありますから交

流もありまして異動もあるわけですから、そういう点では非常にお互いの連携がとれておったわけ

ですけれども、こういう広域捜査になりますと、全くよその県警の職員と一緒にやるようなことがあるわけですから、そういう意味で連携意識なんかをどう養っていくのか。そういう環境整備について、何かお考えがあったらお聞きしたいと思

います。

○政府委員(垣見隆君) ただいま委員御指摘のような点は大変大事なポイントというふうに考えて

おります。私もいろいろいたしましては広域初動捜査活動に従事する捜査員等につきまして、関係県

が集まった合同した訓練の実施、それから近辺の警察署単位になると思いますが、連絡会の頻繁な実施、場合によっては関係都道府県、特に隣接の都道府県同士で捜査員を人事交流させると

いうようなことも含めて、連携意識またはそういう合同捜査、共同捜査のための環境づくりを進めてまいりたいというふうに考えております。

○渡辺四郎君 今度の改正案の中で、先ほどちょっとお話がありました、六十一條の二項を設けて、複数の都道府県を舞台とする広域犯罪に向けての対応の仕方の内容の問題です。

どうしても私ら地行委員会におりますと、自治体の財政問題が常に頭にあるものですから、広域捜査に当たって指揮の一元化というのは明確にな

っておるようでございますけれども、例えばかなりの部隊を配置をして、長期間とは言いませんけれども例

えば三日か一週間ぐらい、前であれば大体二キロ以内ぐらいということで、これは山岳の遺難なんかの捜索のときを想定した越県しての捜索のあれだったわけですが、今度の場合、聞いてみますと十キロないし二十キロぐらいまでといううなお話も聞いております。これは要人の身辺警護のと同じようなこととお聞きをするわけ

です。が、そういう部分の必要経費についてはどういふふうにお考えになっておられますか。

○政府委員(廣瀬権君) まず、六十條の二の「境界から政令で定める距離までの区域」これはただいま先生お示しのとおり、現行は二キロでございますが、これを原則十五キロにすることを考えておるところでございます。

件がたくさんあるものですから、住民の皆さんが事故やあるいは相談事で駆け込んで留守が多いというのが今の交番の実態であるわけです。

それで、本当に交番の機能を強化するためには、大きいところは別でいいけれども、田舎の方に行きますと一交番一人なんです、そういう交番機能で果たして住民のニーズに対応できるかどうかという問題が一つあるわけです。確かに機械化の進んだ中ですから、昔みたいに自転車で回るわけじゃないから、若干のスピード化も行われておりますしあるいはコンピュータ等も入れるというふうなお話もありますが、コンピュータがあってもなかなか相談に行つたときに返答は出てこないわけですから、ここらについては、交番の強化というのはやっぱり人間ですが、警察官を増員するの、その強化について考えがあればお聞きをしておきたいと思ひます。

○政府委員(中田恒夫君) お答えいたします。現場を重視する、それから空き交番をつくらないという観点で、委員御指摘のような観点から、現在私ども警察本部や警察署の管理部門、デスク部門を合理化することなどによりまして交番の人員の増強を図っております。それからまた、交番へのミニバトカーの配備などによりまして機動力を強化する。それからまた、警察官のOBがおりますが、こういうOBの警察官などのせつかつ知識、技能というものを利用するべきでございまして、交番相談員というふうな形で日勤で勤務に就いていただいているような相談業務なんかにか当たっていただくというような措置をとっておりまして、地域の実態に応じた交番の体制強化ということを図っているところであります。

このほかにも、幾つかの交番を統合的に運用するブロック制度でありますとか、時差勤務制の導入を図るとか、それからまた今委員御指摘のテレビ対話システム、こういうものの設置を図るなど、運用面、設備面、各般においてさまざまな努力をしておるというところでございます。○渡辺四郎君 時間が余りないものですから、最

後にこの問題についてですが、月末に一斉にいろいろな株主総会が開催されます。この二年間でも、暴力事件が十六件発生して、二名が死亡して三名が十日から二週間程度のけがを負ったという事件、これも未解決のままになっておるようですね、これも集中します株主総会に対する総会屋対策といひますか暴力団対策といひますか、ここについて今どういふふうなお考えがあるのかお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(垣見隆君) お答えいたします。ただいま委員御指摘のように、この六月下旬に株主総会が多数開催されます。最近、企業の幹部を対象にした襲撃事件が発生し、しかもそれらの事件の幾つかは総会屋等が関与しているのではないかというふうに見えておるところでございます。また、そういう総会の集中シーズンを迎へまして総会屋の動きも活発になっておるところでござい

ます。警察といひましては、こうした動きに対処するため、本年三月以降、警察庁、関係都道府県警察におきまして特別の体制をとって総会屋等による違法行為の防圧、検挙、それから関係者の保護に努めておるところでございまして、さらに本日、警察庁に警察庁次長を長とする企業対象暴力特別対策本部を設置し、六月三十日までの間を株主総会特別警戒期間として株主総会シーズンに向けた取り組みに万全を期すことといたしてござい

ます。総会屋の問題につきましては、企業の毅然とした対応と警察と企業との緊密な連携が大変重要であるというふうにご考へておられまして、先般この点については警察庁長官が経済四団体に対して協力方の要請をしたところでございまして、この問題は大変重要な問題というふうにご考へておられまして、あらゆる手段を尽くして万全を期してまいる所存でござい

ます。○国務大臣(石井一君) この問題に関しましては、過ぐる六月十四日の閣議で発言を求めまして、六月末の総会シーズンに警察は毅然とした態

度でこれに向かいたいと思うので、各省各大臣の協力を求めたところでございます。

特に懸念事項といひましては、毅然たる態度をとった方が大変厳しい立場に立つておるといふふうな結果が出ておるわけでございまして、この時期に警察といひましては特にこの問題を重視して取り組んでいきたいと思ひます。

○渡辺四郎君 ぜひひとつ事故の起きないよう

に万全の対策をお願いしておきたいと思ひます。次に、私は在日外国人入籍問題について今から残りの時間で質問してみたいと思ひます。特にきようは外国人入籍問題で在日朝鮮人に対する人権問題を中心にお聞きしたいというふうに思ひ

ます。と申しますのは、御承知のように、特に本年に入りまして、朝鮮民主主義人民共和国のI A E Aの検査問題めぐって国連の場での働きが国内でも連日のようにマスコミで取り上げられて、非常に緊張感が漂つた中で、私が今から申し上げたいのは、この動向に関連をしておりますか別といひまして、国内で特に最近在日朝鮮人に対する多くの暴行なり暴言あるいは人種差別事件が多発をしておる。このことは十四日の予算委員会の中で我が党の上山委員が国家公安委員長にも質問を申し上げた。そして警備局長の方から、七件の報告を受けておるという答弁もあつておりました。昨晚テレビでやつておりましたけれども、ゆう

べのテレビでは四月、五月だけで百二十件を超しておると。そして、民族衣装であります日朝鮮人の女子学生が着用しますチマ・チョゴリが何か刃物で切られた、そういう現物をお母さんが見せておつたのがテレビで放映されておりました。

私が今一番心配をしておるの、六月に入つて十三日まで四十五件に及ぶという事件の報告を私は受けたわけです。これは考へてみますと、四月二十五日の朝鮮総連の大坂府本部ほか七カ所と六月六日の同じ朝鮮総連京都府本部ほか二十六カ所の強制捜査、これと何か相呼応するような状況で在日朝鮮人に対する犯罪行為が非常に増

加をされておる。ですから、この強制捜査が在日朝鮮人に対する人権差別につながつておるとかあるいは助長しておる、そんなことになればこれは大変な国際問題だ、実は私自身もこういう心配をしるいは危機感も持つておるわけであり

ます。時間がありませんから余り申し上げませんが、私は大阪と京都にはそれぞれ調査に行つてまいりました。両府警本部あるいは両朝鮮総連の本部、京都市の場合は市役所等々を含めていろいろとお話を聞いてまいりました。

そこで、この二つに共通する問題として言えるのは、一つは、大阪の場合は府警本部とは若干違ひますけれども、若干の数の違いはあつたにしても、警察官約千四百名を動員して、そして朝鮮総連大阪府本部、ほかの支部あるいは幹部の皆さんの自宅の住宅捜査。生野西という朝鮮総連の支部があります、そこなんかは約二百名ぐらゐの警察官が遠回しに支部の事務局を取り巻いておつた。付近の人は余りに物々しい警備であるものですから、そこであつた物々しい警備であるものと。そういうことで、非常に恐怖におのゝいてその現場を見守つておつたというお話も現地に行つて実はお伺ひをしたわけです。

京都の場合も、朝鮮総連の京都府本部やそれ以外のところ百五十から二百人かけての強制捜査です。強制捜査を見てもみると、どうも余りに過剰な警備の中で強制捜査がやられたのではないかと、あるいはやつたんだではないかという感じが実は調査の結果私自身したわけです。その中でも特に京都の問題で、きのうも新聞に出る、京都の市長さんはきのうも正式に朝鮮総連京都府本部を含めた関係者の皆さんに謝罪をしたわけですが、許されないことは、国家権力を行使するわけですが、その行使に至るまでの間の行政上のミスによつて全く関係のない人が国家権力の強制捜査によつて被害を受けた。京都の場合、このことはやはり私は明確だと思ひます。

ところが、私が不思議に思うのは、その次の五月二十八日の分と六月三日の重要な部分が落ちておる。これは山科署から、問題になりました二十七筆中の二十六筆について郵送による文書での照会がありました。これについては、京都市はまだ未回答中だったわけです。未回答中であつたというのがここに一つ落ちておる。

それから、二つ目の問題が大変な問題ですが、六月三日に府警から三名の警察職員が京都市に訪ねてまいりました。担当の部長とお会いをして、問題の二筆について国土利用計画法違反で告発するようにということを市側に要請をした。市の方は協議をして、市としての態度を決定するには告発をするかしないかを含めて国土庁とも協議をしなければいけない、だから一週間から十日間程度期間をくださいというふうに見えた三名の方にその場で協議をした結果をお話ししたわけです。これは金曜日なんです。そして土日の二日置いた六日の朝、突如として強制捜査に入った。それも先ほど申し上げたような大量の部隊を出しての強制捜査であつた。

そこでお聞きをしたいのは、誤認であつたということについて、何日の何時ごろ、だれの口によつてわかつたか、これを明確にしていだきたいと思ひます。

○政府委員(中田恒夫君) お答え申し上げます。
 現地の京都府警からの報告等によりまして私ども

といひますのは、この確認に至る経緯についてもう少し敷衍して申し上げますと、当日の午後二時ぐらゐに関係者の方から、これは土地の売買の仲介をした会社の役員の方であります、その方から、届け出をしているはずだといひますか届け出て出をしているんじゃないかといふことの申し立てもあり、そしてまたその方から、たくさんのこのほかに土地の移転がございますから、たくさんの書類の中から、紙袋いっぱい書類をお持ちになりましたので、そこから関係の書類をずっと探されたわけであります。午後三時ぐらゐにこの人の提出された書類の中から届け出書の写しと思はれる書類が出てきたといふことであります。

それで、これはということ、その人に事情聞
いておりましたのは宇治警察署でありますので、
捜査の統括者なんかおりますのは山科警察署で
ありますから、こちらへファックスを送ったりし
て連絡をしたわけであります。それが午後三時ぐ
らいでございます。

午後三時半ころに、山科署の方から京都市に電話で、そのような話があるけれども、あるいはこのような書類というものがあるけれども、事実かどうかということを確認のため電話をしたわけでありましたが、その三時半の時点では市役所の担当の課長さんがおいでにならなかった。お帰りになったら電話をいただけるようにということと待つておりましたら、午後四時ぐらいに市役所の担当の課長さんからこちらの警察の方へ電話があったということであります。それで、実はこういうことで調べてほしいということをおの午後四時の時点で連絡しているわけであります。

待つておりましたところ、電話が向こうから来なかつたものですから、午後五時半ごろにまた再度警察の方から催促になりますけれども市へ電話

それで、えつということで、これはまさかということで信じられないような事態でございましたので、早速、ではその届け出書、関係の書類などをお持ちいただいて山科の方で事情を説明してくださいということで、関係の市の担当の幹部の方が書類を持って山科署の方へおいでいただいで、事情を聞き始まったのが午後七時過ぎであります。

そして午後八時ごろに、先ほどの仲介業者の方から出てまいりました届け出書の写しみたいなのもの、そういうものと京都市の方からお持ちになつた書類といったようなものを突き合わせて精査をいたしました、これは届け出があつたということがわかつたのが午後八時ぐらいということであり
ます。

○渡辺四郎君 京都府警の方からおたくの方には
そういう報告があつたと思うんですよ。

私が現地に行つて調査をいたしましたところ、今お話がありましたように、関係者、特に名前を出してはいなかったようですけれども、仲介人といひますかある会社の方から、あるいは朝鮮総連の顧問をしております前国会議員の人からというお話もあるわけですね、それは警察の方に届け出をしてあるんじゃないかという連絡をしたと。これはうわさですから。

そういううわさもありましたが、大体二時ごろには届け出が済まされておるということは連絡があつておつたということを私は調査の中で聞きをしたわけですが、それは今正式な国会の中でお話があつたわけですから、それはそのとおり受け取つておきましょう。

問題は、ここにも出ておりますが、この捜査の過程の中で私は二つも三つもやっぱりミスといいますか過ちがあったんではないか。

一つは、再三照会をしました二十七筆中の二十

といひますのは、六月六日に強制捜査がある。二十七筆中の二十五筆は時効であるから捜査をしなかつた、残りの二筆だけについて捜査をしたという報道がありました。ところが、おとついの十四日付の新聞で届け出は不要だったということで出ておつて、これは十四日の日に、これを含めてかどうかはわかりませんが、京都府警の方が陳謝をしたというふうに出ておるわけです。ところが、二十五筆は時効でなくて届け出の義務がなかつたというのが六月六日の捜査の日にはつきりしておると思うんです。あるいは遅くとも七日の日にははつきりしておる。

それなげかといえますと、捜査の翌日の新聞に出ておるわけです。ここに六月七日の読売新聞の夕刊があります。七日といえますと、捜査の翌日です。この翌日の新聞に、ところが六日午後、事情徴取された関係者が間違いなく届けたと反論したため二筆分を再度調べたところ、市から二年六月八日に届けがあった、残る二十五筆分もその後の調査で正規の手続が行われていたことが判明をしたと。その後の調査です。六日の日の捜査で七日の新聞ですからね。

そうしますと、これは時効でなく手続の義務がなかったわけですから、時効ということであれば犯罪はあったけれども捜査の対象にならないというだけのことでしょう。そのことによっても、二十五五分については関係者の皆さんは非常に大きな犠牲あるいは被害を受けたわけです。その上に二筆の部分で強制捜査に入ってきた。二筆の部分も私の調査では平成二年六月八日に届け出をしておる。これは京都市役所の方に受理をした、受け付けをした記録があるわけです。そして、その翌

年の三年には、これは証明が何かを求めたんでしよう、この二筆分について届け出があったということとを再発行した記録もあるわけですね。

ですから、やっぱり捜査規範にもありますように、任意捜査の原則というのをここで守っていつておればこういう基礎的な過ちはなかったんではないか。この任意捜査の原則が警察規範の中に定められておりながら、それを抜きにして強制捜査に踏み切つて、しかも過剰の強制捜査をやつていつた。ここをどうしても私自身はやっぱり疑問に感じて、そういうことではないと思うんですけれども、何か別な目的があるんじゃないかというふうに感じざるを得ないわけですね。

そこで、長官とそれから国家公安委員長に最後にお聞きをします。

私はもう申し上げますが、長官も先ほど言いましたように、梶原さんの予算委員会での質問の中で、間違つておれば訂正をしてもらつて結構ですけども、国家公安委員長に対して梶原委員が、京都府警が関係者に迷惑をかけて申しわけなかったとわびるという指示をしてくださいということを要請しました。石井国家公安委員長の方からは大変御迷惑をおかけいたしましたことを私の立場から大変遺憾だというふうに考え、警察庁を通じて京都府警に対してその指示が十分届くように私から指示をさせていただきたいと存じますと、そういう趣旨の答弁をされたのを私テレビを見ておりましたからメモしたわけでありました。

国家公安委員長の方では指示をされたと思うんですが、その指示を受けて警察庁の長官は具体的にどういうふうな府警本部に対して指示をされたのか。そして府警としてはどういうふうな謝罪をしたのか。あるいは謝罪をしていないというんであれば、常に一般論というふうな警察がおつしやるわけですから、一般論としても、これほど大事な国家権力を使つての間違ひですから、それは行政上の間違ひですよ、警察に間違ひがなかったとかあつたとか私は言いません。しかし、被害を受けた方は行政上の間違ひによって大変な被害を受け

たわけですから、そうすれば、一般論としても飛んでいつても謝罪をする。これが私は日本の警察じゃないかなと思うんです。

そういう立場から、国家公安委員長それから警察庁長官に、先ほど申し上げました、どういう指示をして京都府警がどういうふうな対応をしたのか。言いましたように、京都の市長さんはきのう正式に謝罪をいたしました。ぜひそこをお聞きしたい。

○政府委員(城内康光君) お答えをいたします。

大臣は本件につきまして、法的手続に問題はなけれども、結果的に関係者に大変迷惑をかけたことに遺憾であると考えておられると私も理解しております。警察庁としても全く同様に考えているところであります。六月十日に開かれた参議院の予算委員会においては、こうしたお考えに基づいて大臣が、京都府警本部の長官が関係向きにまだよく理解されていらないようなので、関係向きによく理解されるように努力したかどうかという趣旨で御答弁されたというふうに私も理解しております。同日、官房長に対して大臣からその旨お言葉があったわけでございます。

私もとしましては、かねてからそのように理解しておつたところであります。改めて京都府警に対して、京都府警の気持ちに關係向きに十分理解されるようにしてはどうかということを伝えたのでございまして。これは六月十日にそういうことを伝達いたしましたわけでありまして。これを受けて、京都府警においては文書をもって関係者に遺憾の意を表明したというふうに報告を受けております。

○国務大臣(石井一君) 私も就任いたしましたこの事態を大変深刻に受けとめた一人でございます。

国会で答弁をいたしました。その前に、京都府警の本部長は翌日でございますが記者会見をいたしまして、そこに至つた経過を説明した後に關係各方面に御迷惑をかけたことにつきまして遺憾の

意を表しております。そして、私の指示に基づきまして、その後京都府警は關係各所に対しまして、そういうつもりで捜査をしたわけではないけれども、こういう事態が起こつたことはまことに遺憾であるということ、警察庁長官は非常にかたい言葉で今申しましたけれども、釈明と申しますか説明を申し上げたという手続をとっております。

それからもう一つ、警察四局長名で、刑事局長、保安部長、交通局長、警備局長の四局長名で、全国の警察本部長、そして参考送付先として庁内の各局部長、附屬機関の長、地方機関の長すべてに、慎重な捜査の推進についてということで、今般、京都府警が国土利用計画法で捜査をしたが、刑事訴訟法の規定に基づくという形で行つて、京都府の理財局長の文書の回答よりこうなつたけれども、そして警察は捜査を打ち切る状態に至つたが、言うまでもなく捜査は人権に深くかかわるもので従来から適正かつ慎重に行つてきたところであるが、各位にあつてはこのような希有の事例があることを念頭に置き今後とも慎重に捜査を推進されたい、こういう行為を次々にとつておりますので、警察当局といたしまして、今後このよう

な事態が二度と起こらないように最大の注意を払つて措置をしたというふうに考えております。なお、冒頭に申されました渡辺先生の御意見でございますが、私も、外国人の婦女、特に若い学生に対しまして行為が最近頻繁に行われておるといふことに大変心を痛めております。報道されております件数と警察が認知しております件数とは相当数の開きはございますものの、こういう国際的な事件が起こつておるときにこういうことが頻繁に起こりますということ、私は日本人の恥だと思ひます。

終戦直後、私が青年の時代に、私の生まれ育つた神戸におきましてはいろいろな事件が起こりました。私はそのたびに心を痛めてまいりました。それだけに政治家としてこの他人種に対する排他的行為というものは厳しく臨んできたつもりで

ございまして、また政治家としてもいろいろの仕事をしていたつもりでございます。相当日本人も国際化し、こういう事件も少なくなつておると思ふのでございまして、いろいろの事件が起こるたびにこういうことが頻繁に起こるということ、私はまことに遺憾千万で残念だというふうに思つております。

願わくば、今京都で処置をいたしましたような措置を全国の警察にもいたしまして、今後このような非道な行為をする者があれば厳しく取り締まるという姿勢を出さなければいけないのではないかと、そういうふうな考えておる次第でございます。

○渡辺四郎君 警察庁長官、今あなたがおつしやつたこととこの間の梶原委員の大臣に対する要請の中で大臣が答えになつたもの、これは私はメモしておりましたけれども、議事録ができましたらわかりましたけれども、大臣がおつしやつたのは、各府県は独立して捜査をしていますが、しかし梶原さんの言つた意を酌みまして、警察庁を通じて京都府警にその指示が十分に届くように、と、こういう趣旨の御回答です。これは議事録が出てまいりますから、今の長官のお答えになつた問題と若干違ひがありますから、これは申し上げておきたいと思ひます。

最後で申し上げます、確かに陳謝をされたということも聞きました。しかし、朝鮮総連を含めていわゆる強制捜査に遭つた人たちは被害者であつて犠牲者なんですね。こういう人たちがどういふものを求めているか。府警の本部長に直接来てもらつて謝罪をしてもらいたいというものが要求なんです。ですから、言いましたように、国家権力を使つてあれほどの犠牲と被害を与えたわけですから、出ていつても本心に申しわけなかつたということとを素直に謝るべきじゃないか。これは最後に申し上げておきたい。また次回の委員会の中でお聞きをしたいと思ひます。

○久世公義君 予算委員会のためにおくれました

ことを申しわけないと思っております。
まず最初に、石井国家公安委員長にお尋ねをしたいと思ひます。

通告はいたしてありませんが、石井国家公安委員長は前に国土庁長官をやっておられたわけでございます。そのころは四全総でございました。四全総は昭和六十二年につくられましたけれども、その前提として、たしか昭和五十九年だったと思いますが、二十一世紀への展望というものを国土庁が発表いたしました。二十一世紀に至る課題あるいは二十一世紀当初の課題として四つの課題を示しておりました。その一つが高齢化の問題であり、都市化の問題であり、技術革新、情報化の問題であり、四番目には国際化の問題であつたと思ひうわけでございます。

きよう審議をされますところの警察法の改正、特に警察の組織についての中央、地方の改正を見ますと、例えば警務局を生活安全局にする、国際部をつくる、あるいは地域の派出所なり交番というものをそれぞれ時代に合ったものにする。これを照らし合わせますと、今私が申し上げました二十一世紀の四つの課題でございますところの高齢化、都市化の問題はまさに生活安全局そして地域の交番なり派出所の改革の問題であり、それから国際化の問題は国際部の設置の問題であり、また情報化の問題は情報通信局の新設の問題だろつと思ひうわけでございます。

今回の改正は、今まで何回も行われました警察法改正の中ではかなり重要な改正だと私は思ひておりますが、私は、過去、現在、未来の警察のあり方、特に二十一世紀へ向かつての課題に即した警察法の改正であらうかと思ひますが、国土庁長官の御経験も持たれるところの国家公安委員長にそういう二十一世紀を展望した率直なお考えを聞かせていただければありがたいと思ひます。

○国務大臣(石井一君) 国土政策の二十一世紀のビジョン、私も薄々今覚えておるわけでございますが、それが高齢化、都市化、情報化、国際化というものをうたつており、また今日の警察の課題

がそれと軌を一にしておるという御指摘でございます。なるほど示唆に富んだ御意見だと思ひうに感じます。恐らく、警察行政、国土行政以外の我が国の政治、行政が直面いたしておりますすべてのものがその四つの課題を抱えて、新しい政策の転換を求められておるのではないかと、そういうふうな認識をさせていただくわけでございます。

警察法に關しましては、久世先生はこの道のベテランでもございます。なぜこれを今しなければいけないのかということをおの口から繰り返して申し上げる必要はございません。ある言い方によれば、既に遅きに失しておつたのではないかと。広域行政にいたしましても国際的な警察の対応にいたしましても外国人の数を増やしても、そのほかあらゆる客観的な情勢というものがそれが必要であるということ、そういう要件が十分そろつておるわけでございます。そういう中で今御審議をいただくこと自体少し遅きに失すると思ひますが、この際、これを契機に十分に内部も戒めまして、先ほどから渡辺先生等の御指摘にありまふようなことを踏まえて、慎重の中にも前進的に新しい警察行政に立ち向かつていくことが今必要ではないかというふうに認識をいたしております。

ただ、私国家公安委員長を今させていたたいておるからこういうことを言うわけではございません。けれども、日本の治安というものは他の国に比べて安定した立派なものを伝統としてつくり上げておるのではないかとと思ひます。地方へ参りまして、交番所に人がいないじゃないかという御指摘もございましたが、地方の交番所と村人との温かいつながりというものが残っておりますから、新しい改革は深くやると同時に、古い美しい伝統はしっかりと守つていく。古きよきものと新しき取り入れなければいけないもの、この両方を車の両輪のごとく進めていくことによつて今後の二十一世紀に対する警察行政の万全を期すべきだ、そういう認識をいたしておる次第でございます。

○久世公義君 警察法の本論に入ります前に、ただいま渡辺先生の御質問の京都府警の問題でございますが、実は先般の予算委員会におきましても、梶原先生の御質問でこの問題はかなりの時間議論しましたのを私も予算委員会の理事としてよく承つております。たまたま今、国土庁ではありますませんが、この問題は国土利用計画法違反の問題。私もこの法律はかなり昔やつた法律でございます。この国土利用計画法違反の検査状況というのはどのくらいあるんだらうか、あるいはまたこの事件でございますところの強制捜査であるところの捜索を実施したのがどのくらいあるんだらうか、さらに告発を受けないで検査したもののはどのくらいあるのか、まずその事実をお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(中田恒夫君) 数字だけお答えを申し上げます。

最近におきます全国の検査状況でございますが、山数でございますが、平成三年に二十二事件、平成四年に二十六事件、平成五年に十九事件を検挙しております。これらのうち強制捜査でありまして家宅捜索を実施いたしましたのは、平成三年は二十二事件、平成四年は二十六事件、平成五年は十九事件、平成六年は十七事件でございます。この三年間を合計いたしますと六十七事件のうち五十六事件、八四％に当たります。なお、今お尋ねの告発を受けずに検挙したものの数でございますが、平成三年は二十二事件、平成四年は二十六事件、平成五年は十九事件、平成六年は十七事件、三年間を合わせますと六十七事件のうち四十四事件、すなわち六六％が告発なしで検挙をしておるということでございます。

そこで、行政指導を先行させないで強制捜査に着手したことについての警察庁のお考えを聞かせていただきたいと思います。

○政府委員(中田恒夫君) お答えを申し上げます。

国土利用計画法上の届け出制度でございますけれども、土地売買等の契約の締結前に届け出をさせまして、六週間の期間、一定の凍結期間を設けまして、その間に勧告を行う、さらに公表まで予定されておるというものでございまして、それで取引価格なり利用目的の適正を図る。これは私が解説するまでもないと思ひますが、御承知のとおりでございます。

本件の場合には届け出がなされないわけでございます。実際はなされていたわけでございますが、私どもの承知しておりましては届け出がなされていない、そして既に土地売買等がなされ登記も完了しているという事実と当時は理解したわけでございます。

こういうような場合、同様なことについては届け出をするようにという行政指導ということとは考えられるわけでございますけれども、既にもうそこまで事が至つた事案について、それを是正するための行政指導というものは難しいのではないだらうかというふうに考えた次第でございます。

○久世公義君 城内長官にお尋ねをしたいと思ひますが、この問題は京都市の公文書に誤りがあつたということが大きな原因でございまして、京都府警の捜査手続に果たして違法があつたんだらうか。違法はなかったんじやなからうか。しかし、結果的に京都府警が捜索によつて関係者に迷惑をかけたことは事実でございまして、これに対して最終的には一体どのような警察庁として対応されたか、また全国的な視野に立つてどのような対処をしておられるのか、そういうことを含めて警察庁長官のお考えを聞かせていただきたいと思います。

○政府委員(城内康光君) ただいま御質問にもあ

りましたように、今回の問題は、私どもが捜査をやる場合に判断の根拠といたします市当局の作成に係る公文書が誤っていたと。

実はこういうことはかつて私も聞いたことのないことですが、刑事訴訟法の規定に基づいて犯罪の捜査に必要だから回答していただきたいという公文書を出したのに対して、市の理財局長という責任のある方が届け出がないという回答をされた。そういうことで、これ以上私どもにとつて信用のできるものはないということ、結果としてそういうことになったわけでございますが、捜査手続そのものは通常やっているような手続でございまして、捜査手続そのものに違法はなかったというふうに私も考えております。

ただ、結果として関係者に大変迷惑をおかけすることになった。関係者の心情につきましては十分私どもも理解しておるところでございます。先ほども渡辺委員の御質問のときに我が方からお答えいたしましたけれども、京都府警本部長は、翌日の記者会見において遺憾の意を表するとともに、改めて一昨日文書で関係者に遺憾の意を表明しているわけでございます。

警察庁といたしまして、こういう方が一にもあるわけがないようなことが起こるといふ、これも厳粛な事実でございますから、こういったものを踏まえて、今後とも慎重に捜査を推進するようにとつて意味の通達を六月十四日付で発出してるところでございます。

今回の事案、こういった事案が再び起こらないようにするにはどうしたらいいかというような点を十分検討いたしまして今後の教訓にいたしたいと考えております。

○久世公堯君 それでは、警察法の改正についての質疑に移りたいと思っております。

今回の警察法の改正でございますが、これは各省庁を通ずる行政組織の改革の原則によって行

れたものだろうと思えます。ただ、過去における各省庁の行政改革を見ておきますと、例えば一省庁一局削減でございますとか、あるいは今回の行革審に基づくものでありましてスクラップ・アンド・ビルドの原則でありますとか、どうしても各省庁共通の原則に立つて行われる。今回の警察庁本庁の改正もその一連のものだと思うわけでございまして、果たしてこれが一番望ましいものか、あるいはこういう制約がないならばもう少し改善の余地があったのか、そのあたりのところをお聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(廣瀬権君) 今回の警察庁の内部組織の再編につきましては、まさに委員御指摘のとおり、平成六年二月の閣議決定の今後における行政改革の推進方策に従って行っているものでございます。すなわち、内外の社会情勢の変化に対応すべくそれぞれの組織の再編を図ろうというものであります。またスクラップ・アンド・ビルドの原則にのつとつたものでございます。

スクラップ・アンド・ビルドの原則にのつとつたものとさらによく望んだことができるのではないかと御指摘でございますが、御回答にかなな難しい点もございますが、御回答の組織改正は、社会の国際化の進展に対応するもの、あるいは生活の安全確保に対する国民の期待にこたえるもの、さらにはインテリジェント化による警察行政の効率化を図るためのものでございまして、中長期的に見た社会の変化に対応し得るものというふうに考えております。

○久世公堯君 国家行政組織法の一般原則は、各省庁の場合におきまして以前は局なり官房の設置というものは法律事項でございました。ところが、昭和五十八年の改正で各省庁の場合におきましては政令事項になりました。それだけ行政が弾力性に富むようになったわけでございまして、警察法の場合は官房なり局なり、部もそうであったかと思ひますが、すべて法律事項でございまして、これだけ各省庁との間の差があることはどういう理由でございましょうか。

○政府委員(廣瀬権君) お示しのとおり、昭和五十八年の国家行政組織法等の改正の際に、行政機関の組織編成の一層の弾力化を図りますために官房、局及び部の設置等が法律事項から政令事項になったところでございます。

警察庁につきましては、警察庁が個人の権利と自由を保護し公共の安全と秩序を維持することを任務といたします警察組織の中央機関である、また人権に大変かかわる仕事をする警察組織の中央機関であるということに鑑みまして、政令事項として警察庁の内部組織の設置改廃の弾力化を図るよりも、従前どおりこれを法律事項として、その改正については国会の判断にゆだねることが適当であると判断されたものでございます。

○久世公堯君 今回の改正によりまして、警務局は官房に統合されました。

私もいろいろ古い思い出があるのでございますが、昔は県庁の警務課長という非常な誇りに満ちた方がたくさんおられました。同じように、警察庁の警務局あるいは各都道府県警察の警務部警務課、これには警察官の皆様方は非常な愛着があったんだらうと思ひます。それはまた、警察というものはまさに人による行政であるというところに警務局というものの独立性があったんだらうと思ひます。これを今度官房に統合されたということについて、そのあたりのところはどうか。一番この中では古い城内長官、どのように思われるでしょうか。

○政府委員(城内康光君) 私は、前々職が警務局長でございまして、正直申し上げてちよつと寂しい気持ちがございます。

ただ、先ほど官房長が答弁いたしましたように、スクラップ・アンド・ビルドという原則を貫かなきゃならない。私どもは現場第一主義をとつておりまして、とりわけ国民の身近な安全を確保することに大変力を入れております。交番制度などについて大変力を入れておりますのも、そういう趣旨でございまして、そこをやるためにどうし

ても局を一つ出さないといけない、こういうことになるわけでございます。

管理部門として官房と警務局が従来ありましたし、また人による組織でございまして、ただいまの御質問のように人こそ一番大きな問題だといふふうに考えておられるわけでございますが、しかし大きく言いますと、管理部門ということで一つにくくれないわけではございません。また、よその官庁も官房ということにくくっておりますし、今回の改正によつて都道府県警察の警務部と総務部をかえるというわけではございません。現場でたくさんの方々の警察官の個々をよく掌握するための警務部はそのまま残っております。現場でいいますと、中央機関としては他省庁並みに一つの官房でいいんではないか。大変寂しい思いをしながらそういう決断をしたというのが正直なところでござい

○久世公堯君 今度は国際部を新設されたわけでございますが、実は国際関係の部局というものが独立をしたことは、警察庁の場合は各省の中では一番遅い時期になったものだらうと私は思ふわけでございまして。国際部なり国際何々に一元化するというのとは一番遅い方だと思ひます。各省において国際関係部局を一元化することについてはメリットもありませんが、同時にデメリットもあるわけでござい

そこで、これからは各省庁の特にデメリットに対する教訓というものを生かしてこの運営に努めていただきたいと思ひます。お尋ねをいたしますけれども、一つだけ例を引きますとお尋ねをいたします。警察におきましては、たしかバリーにございまして、このICPO国際刑事警察機構、この関係が具体的な問題としては出てくる。それから局別に見ますと、特に刑事局の部門とICPOなんかも含めて刑事警察における国際化の問題が一番大きな問題だらうと思ふわけでござい

いかと思ひますが、刑事局長、そのあたりはいか
がでございませうか。

○政府委員(垣見隆君) お答えいたします。

御指摘のように、刑事部門では最近の情勢を反
映いたしまして国際的な捜査を行う必要のある事
案が多くなつております。したがひまして、今回
設置をされます国際部との関係というのは大変重
要になるわけですが、国際部とそういう
刑事部門との関係で申しますと、国際部は、国際
犯罪に關し国際刑事警察機構いわゆるICPOとの
連絡や国際捜査共助法に關する連絡等対外的な
窓口としての事務を行う予定でございまして、他
方、犯罪捜査、特に国内的な犯罪捜査に關しまし
ては刑事局、あるいはそのほかの部局も捜査を担
当するところがございませうけれども、そういう担
当部局が都道府県警察と連絡をとつて行つたわけ
でございませうけれども、窓口と実質的な捜査活動
を行う部分とを切り分けた格好で運用するといふ
うに考えておりました、それでスムーズに実施が
できるんではないかといふふうに考えておしま
す。

○久世公義君 この国際化の問題は実はお聞きし
たい点もまだいろいろございませう。特に最近、
外国人関係の要人の来日が多いし外国人労働問題
もあるし、いろいろの問題があると思ひますが
が、先ほど申し上げました国際部というものを
つくつて二元的な行政にならないように、ぜひとも
その運用のよろしきを得てもらいたいと思ひま
す。

そこで、次には生活安全局の新設と刑事局との
関係についてお尋ねをしたいと思います。

従来、警察庁の組織について、たしか保安部は
刑事局にございまして、今度は生活安全局。この
刑事局の理念と生活安全局の理念というのはかなり
違ふんだらうと思ひわけです。従来刑
事局にあった保安部がその理念の違ふ生活安全局
ということになったことについて、どのように今
回の改正について考えていけばいいんでし
ょうか、お尋ねをしたいと思います。

○政府委員(廣瀬權君) 刑事局は、先生御案内の
とおり主として犯罪の捜査を担当する部局であり
ます。今回の生活安全局は、犯罪の予防あるいは
地域における安全の確保、地域生活侵害事犯の取
り締まりなどを担当するものでございまして、手
法が違ふといふところがございませう。

しかし、両局の担当する事務は大変密接な関連
を有しておるところでございまして、従来は保安
部は刑事局の中にありまして密接な関連をとつて
おりましたが、今回局になるといふことではござ
いますけれども、引き続き緊密な協調、連絡をと
ることが重要と考えております。

○久世公義君 先ほどお尋ねをいたしました国際
部、それから今度の生活安全局、これの本庁にお
ける改革と都道府県警察といふものがどのように
影響しているのか。

最近の都道府県警察におきましては、一般の地
域における国際交流あるいは草の根交流といふこ
とで国際化といふのが地方にも進んでおります。
また、冒頭に申し上げましたように、生活安全局
と申しますか、そういう地域の問題といふのは非
常にこれからの国民生活にとつて密着した問題に
なると思ひます。この二つの部局が都道府県警
察においては組織的にどのようにやつてゐるの
か、特に警視庁等の大きいところではどうなつて
いるのかお尋ねしたいと思います。

○政府委員(廣瀬權君) 第一線の市民生活の安全
を確保するといふ生活安全局の担当する部門から
申しますと、警視庁の防犯部、これは近い将来生
活安全部といふふうな名称を変更したいと思ひ
ますが、そういう生活安全部、あるいは街頭パ
トロールをしております地域警察、そういうところ
が国民に對しまして第一的な警察の責めを負
うといふことになりませう。

また、国際部につきましては、先ほど刑事局長
から話がありましたように、警察庁におきまして
は総合調整業務あるいは外国の捜査機関との連携
といふことになりませうが、警視庁の実際の活動に
おきましては、刑事部、警備部それぞれ国際化に

かかる事案と対応するわけでございますので、
それぞれの部門でそういう外国人にかかわる事案
を処理していくことになると思ひます。

○久世公義君 通告はしてございませうけれども、
テレビを見ておりましたといふ犯罪捜査物とい
うのはかなり番組としてあるわけではございま
し、結構数多いしおもしろい。

あるものを見ておりましたと、例えばどういう俳
優が警察官にびつたりしてゐるか、あるいはま
たパトカーとかけん銃は一本物なんだろうとかど
うなんだろうとか、そんな感じもいたすわけでは
ございませうし、制服なんかもどうなつてゐるん
だろうかと。片や「代議士の妻たち」といふよう
な番組を見ますと、あれがいかにか衆議院議員や
参議院議員の実態と違ふかといふことを感じて
ゐるわけではございませうが、あの犯罪物番組とい
うのは、皆さん方専門家から見るとどのくらい
リアルなものであつたのか、そのあたりの感想を
お聞かせいただ
きたいと思ひます。

○政府委員(廣瀬權君) 最近はそのようなものを私
見ていないのでありますが、かなりの番組でそう
いふものがあるわけではございませうが、現実の犯罪
捜査は大変難しゅうございまして、あのよう
に時間とか三十分とかそういう限られたところ
で解決いたしません。また、今日の刑事警察を初
めとしたしまして、警察活動は常に人権に配慮
して慎重かつ適正な活動を行つておりますので、中
にはかなり過激なアクション物、そういうものと興
味を呼ばないといふところもあるかと思ひます
が、現実とはかなりかけ離れた部分も多いとい
ふふうに考えてございませう。

○久世公義君 今回の改正で地域の警察組織の問
題が随分盛られておるようではございませうが、警察
署なり派出所なりあるいは交番、私は交番とい
うのはもうとつとつ昔から法律用語かと思ひまし
たら、今回初めてだそうではございませう。お巡り
さんとか駐在さんとか交番といふのは、どうい
うところに語源があるのかお尋ねいたします。

○政府委員(中田恒夫君) 法制上、交番といふ言

葉が使われたのは実はないようではございませう。交
番所は別でございませう。

交番につきましては、明治時代に現在の派出所を
あらわす名称として、交代で番をするところとい
うような意味で交番所といふ語が使われていたと
言われております。国民の間では、それが省略さ
れた形で交番といふ語が親しみある名称といふこ
とで使われてゐるのじやないかと思ひます。

お巡りさん、駐在さんでございませうけれども、
やはり制服を着てパトロールや巡回連絡など地域
を回る活動を中心に行つたことと、親しみを
込めてそう呼ばれてゐるのかと思ひますし、また
駐在さんはそのような駐在するといふことから呼
ばれておるんではないかと思ひますが、しかとはつき
りした語源等はよくわかりませう。

○久世公義君 私は、一昨日のたしか読売新聞
に、「着々進む交番改革」といふことでOA機器を
導入したりファクスとかパソコンとかが交番にあ
ると、非常に市民生活に密着をしておるという感
じを深めたわけではございませう。

この地域警察といふのは、諸外国でもそうでは
ございませうが、日本の場合においてもこれから
非常に大事な要素になるかと思ひます。今は国
土庁長官を御経験の石井国家公安委員長のもとで
皆さんおられるわけではございませうが、社会経済が
発展をいたしますと、過密問題過疎問題といふの
は一般の行政の分野においても極めて重要な分野
になつておる。

そこで、警察署と申しますか、地域警察の実態
として、都市化の進展に伴う地域警察の問題、あ
るいは過疎に伴うところの地域警察の問題、どう
いう悩みとどういふ問題点があるのかといふこと
を御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(中田恒夫君) 都市化の進展に伴いま
す私も地域警察の問題点等についてのお尋ねで
ございませうけれども、確かに、近年の都市化の進
展に伴ひまして人や物の交流が活発化するなどの
傾向が当然のことながら見られるわけでありま
す。そしてまた、それに伴ひまして警察事象が複

維多様化してゐるのは当然でございます。さらにまた広域化傾向もございます。

私も地域警察といたしましては、こういったものに対応いたしますために、事案の多い地域の交番等により手厚く警察官を配置すること、これを考えました。あるいはパトロールカー等により機動警察力といひますか機動警戒力の強化を図るといふことも考えております。またさらに、地域住民の御要望にこたえていくために交番相談員の機能の強化を図るといふような、そのようなことを中心に対策を練つておるところでございます。

○久世公堯君 今回の警察法の改正の中で都道府県警察相互の関係等が、前にもそういう改正をやつたことがあつたはずでございますが、一段とこれを合理化と申しますか、やりやすいように改正をしたところに大きなポイントがあつたかと思ひます。

最近の事例で愛犬家殺し事件、どこに波及するかわからないような犯罪でございましたし、また別な面におきましては東京サミット等の警備、あるいはゴルバチョフ大統領なんかはたしか東京から京都に行かれて長崎から出ていかれたというやうな、そういう広域的なことを事例にとつて今回の改正と絡んで御説明を賜りたいと思ひます。

○政府委員(垣見隆君) 御指摘のございました大阪府警、長野県警、静岡県警、山梨県警で捜査をしております愛犬家殺しでございますが、今申し上げましたやうに何県かの区域にわたるいわゆる広域捜査になっております。

この事案につきましては、事件の発生自体は以前のものでございまして、今被疑者を検挙して事後的な捜査になっておりますので、事件発生直後の初動調査等とは異なりまして比較的大きな問題も生じず捜査が順調に進んでゐるわけでございしますが、それ以外とか、例えば先ほど御指摘のございましたやうなグリコ・森永事件あるいは愛知と静岡の間で被疑者があちこち行動した誘拐事件のような数府県が絡んで犯人が動いてゐるとい

うやうやな事件につきましては、やはり指揮の一元化といふやうな問題が大変重要になります。

現行の警察法では、応援捜査という手法、警察法六十条に基づく応援捜査の手法を使つて措置をすることができるといふわけでございしますが、その場合には、一体これに捜査員を応援させることが適当かどうかといふやうな判断をいたす必要がございます。その判断をした上で手続をとる必要があるわけでございまして、いわば早期にどうか迅速に対応するといふのがやや難しい面がございます。

またもう一点、やはり応援捜査という格好になりますと他の府県の事件に応援をしてゐるといふやうな意識がどうしても払拭できませんで、そういう点も問題があるわけでございしますが、今回の改正によりまして、複数の都道府県警察がみずからの事務としてそれぞれの責任において、しかも相互に協力しつゝ指揮を一元化して捜査活動ができる仕組みができるわけでございまして、事案に対する的確な対応が図れるものといふふうに考えております。

○久世公堯君 今回の改正で、もう一つ情報通信局の新設の問題がございします。

情報化といふものも二十世紀に至る、あるいは二十一世紀になってからの大きな課題でございしますが、警察行政における情報化といふものは非常にこれから重要な要素にならうかと思ひます。一体これからのくわい情報化の問題が警察の機能の中に入つていくのか。聞いた話でございしますが、今度情報化されるというやうな話も最近聞かされたけれども、どのくらいまで今お考えなのかお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(廣瀬權君) 御指摘のとおり、このたび警察庁に情報通信局を設けることにいたしました。これは、コンピュータシステムと通信システムの一體的な整備発展を図りまして、警察活動の効率化、高度化を図りたいといふものでございします。

御指摘の最近の治安情勢は大変厳しいものがございまして、それに対応いたしますためには一人一人の警察官の業務処理能力を高める必要がございます。そのためには、一人一人の警察官を支える情報支援基盤の確立が重要であらうと考えております。また将来の展望についてはしっかりと具体的なものが描けていないのでありますが、例えば各種駆け出事務等を警察署へ行かなくても交番、駐在所で受理して処理できる、あるいはパトロール中の警察官が街頭で各種照会等を即座に処理できる、そういうことが可能になりますと大変国民の皆様のご利便に供することができるといふふうに考えておりますので、そういうことを目指して今後研究開発を進めてまいりたいといふふうに思つております。

○久世公堯君 今回の改正のように、国際化、情報化、都市化といふやうな情勢の中において警察の機能といふものがいよいよ増すやうなことになるかと、予算上のいろいろの問題点があるかと思ひます。また、警察自身が人による行政でございまして、定数の配置といふやうなことにしてもいろいろ課題があるかと思ひますけれども、そのあたりの実態と問題点についてお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(廣瀬權君) 御指摘のとおりでありまして、国際化、都市化、情報化に対応する警察機能の強化を図りますために、平成六年度予算要求におきまして、国際化対策の強化、生活安全対策の強化、情報通信基盤の整備を重点に挙げまして予算額の確保に努めたところでございします。

特に国際化対策の強化につきましては、来日外国人の増加に伴います外国人犯罪の未然防止等々のために通訳謝金の増額といふことをお願いしてゐるところでございしますが、今後ともますますこの必要性は出てくるものと思ひます。

また、生活安全対策の強化といたしましては、実際に街頭で国民を守る地域警察体制の強化を図りますために交番等の機能強化をするための資機材の整備に要する経費をお願いしてゐるところで

ございます。

また、情報通信基盤の整備につきましては、通信資機材の科学化、近代化、高度化の推進に必要な経費をお願いしてゐるところでございします。今後ともこの三項目につきましては必要な予算の確保に努めてまいりたいといふふうに思つております。

また、定員の配置につきましては、最近の厳しい犯罪情勢等からいたしまして一人一人の警察官の負担はますます重いものとなっておりますが、御承知の臨時行政改革推進審議会におきまして原則凍結という答申がございします。国、地方を通じての厳しい財政事情等を考慮いたしまして、このところ増員要求を行つていないところでございします。現在は、組織、人員の効率的な運用、優秀な人材の確保、個々の警察官の能力のアップ、資機材の近代化等々によりまして警察力の整備拡充を図つてゐるところでございしますが、今後とも治安情勢の長期的展望を踏まえまして所要の体制の整備充実を図つてまいりたいと考えております。

○久世公堯君 警察官の採用にはいろいろな段階があるかと思ひますが、警察庁の最高幹部職員も並んでゐるわけでございしますが、おかげさまで自治省にも若い学生諸君から大変優秀な人材が来ているんです。俗に言われるのは、大蔵省、通産省、自治省。しかし、それにもまさる人材が警察庁に来ております。これは事実でございします。そういう学生ないし若い方に聞きますと、城内さんが文芸春秋に五ページぐらい出られて、城内さんにあこがれて来たといふ者もおりました。それから廣瀬さんにあこがれて来たといふ者もおりました。

それぞれ魅力ある警察庁の幹部で頼もしいと思つてゐるわけでございしますが、それ以上に大事なことは、中堅の警察官、さらには第一線の警察官、今これが各都道府県警察においてどういふやうに人材が確保されてゐるのか。特に警視庁などは、かつては警視庁の警察官といふのは非常にあこがれ

ていたけれども、最近では地方の方がよくて、むしろ警視庁が非常に困っているというような話も聞いたわけですが、そのあたりの実情はどうでございましょうか。

○政府委員(廣瀬権君) 採用情勢につきましては、昭和六十三年あるいは平成元年のときには応募者あるいは受験者が大変減少いたしました。その後、警察におきましては人材確保のための諸施策をいろいろ推進してまいりまして、昨今におきましては徐々に好転してきているというところでございます。

警視庁もよくなつてきておりますし、また各道府県におきましてもおおむね好転しているという状況でございます。ちなみに、警視庁につきましては、平成五年、男子警察官の競争率が十一・五倍、婦人警察官は二十一・〇倍ということでございます。

○久世公堯君 ただいま現職の警察官の採用についてお話を聞きましたが、各省の官房長の連中に話を聞いておきますと、官房長の仕事の人事は、現職の人事も大変だけれども、最近ではそれ以上にOBの人事が大変だ、こういう話を聞きます。

警察庁におきましても、警備局長あるいは今度は官房長にそれが全部来るわけですが、そういうOB対策というのも大事だと思いますけれども、警察庁のそういう優秀な人材というのがOBではどういうふうに活躍しておられるのか。また、先ほど申しましたように、それ以上に都道府県警察の場合のOB問題、あるいは警察署単位で、今度はOBではなくて民間人をどういうふうを活用するか。これからはマンパワーの時代でございまして、そのあたりのところの御意見を伺いたしたいと思います。

○政府委員(廣瀬権君) 警察庁のOBの例でございますが、あるOBの方は全国防犯協会連合会の理事長をやっておられまして、従来の経験を生かして、あるときには暴力団の排除活動に大変いろいろなアドバイスをいただいております。また、

これは過日でございますが、メキシコから日本警察に学びたいということで、当該OBの方も含めて現職警察官のチームがメキシコに行きまして日本警察の紹介をしたというようにもございいます。

また、各都道府県におきましては、退職警察官の豊富な知識あるいは経験を引き継ぎ生かしていただくということで、例えば交番相談員でありましてとか、あるいは暴力団の被害を防止するアドバイザーですとか、そういうことで、非常勤の職員として活動していただいている方がかなりございます。本年四月一日現在で、全国で非常勤等職員として約二千二百人の退職警察職員が雇用されておるところでございまして、うち約五百人が交番相談員という状況でございます。

○久世公堯君 P KOの文民警察官で岡山県警の高田さんが亡くなられてからもう一年が推移をしたわけでございます。あの高田さんの殉職というのが、当時岡山県警だったと思いますけれども、その後、本部長をしておられました平沢さん、それから城内さんも直接行かれてのことだったと思っておりますが、それから一年、過般一周忌に当たつてたしか城内長官と平沢さんが現地に赴かれたと承っております。

私は、このP KOの活動におきまして文民警察官の果たした役割というのは日本の国際化にとつて非常に大きな意義があった、そしてこれからの国際協力における人的な協力という面において警察の果たす使命というのはますます大きい問題があるかと思ひます。そのあたりを含めて、城内長官、高田さんの一周忌に参列をされた御感想とこれからの国際協力の中における日本の警察の役割、あるいはそれにかかわる問題点について承りたいと思ひます。

○政府委員(城内康光君) 七十五名の文民警察官がカンボジアに参りまして、カンボジア市民の生活に密着した諸活動を真摯に行いまして大変現地で評価されたわけですが、御承知のように高田君が現地で殉職するという痛ましい事件が

起きたわけですが、私どもとしては大変痛恨のきわみでございまして、

しかし、今日カンボジアがいろいろの曲折がございまして全般に平和の方向に向かいつつあるというように聞いておりまして、大変私どもも文民警察官が活躍したことの意味があったというふうに考えているわけでございます。

また、カンボジアにつきましては、カンボジアの警察制度について日本の警察からいろいろと学びたいという強い意向がございまして、引き続きそういったいろいろな形でカンボジアの警察を構築するために我々も協力してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

国際協力全般の問題といたしましては、従来から、安全運転者養成セミナーなどの各種セミナーの開催とか、あるいはシンガポールの例に見られるように交番制度を輸出したり、あるいは鑑識技術あるいは交通管理技術などについて、フィリピンあるいは中国、タイ、そういったところに対して技術指導したりしてきておるわけでございます。

こういった活動に加えて、さらにまた市民警察の分野において今後ともいろいろと各国の警察の発展のために協力してまいりたいと思ひます。

過般、メキシコに日本の警察官、専門家を十名ほど派遣いたしました。先進国としての日本がメキシコに対するいろいろな技術指導を各分野についてやってまいりましたけれども、私どもの得意とするのは軍隊的な行動だけでなく市民警察の分野でございまして、私どもの得意な分野においてこれから力を入れて協力してまいりたい、こういうふうに考えております。

○久世公堯君 そろそろ一時間近くになりますので、最後にお尋ねをいたしたいと思います。

石井国家公安委員長にお答えいただきたいと思いますが、この国際化の中におきまして治安問題というのが論議をされております。先ほどもちょっとお触れになりましたように、我が国の治安問題というのは世界に冠たるものであるということ

が言われております。そして、我が国の警察の威信に対する評価と国民に対する信頼というものが非常に国際的に高い。国際化時代におきまして、私は世界に誇れる日本の警察というものに対して改めて敬意を表したいと思ひますが、それだけに国民からの期待も大きいわけでございます。

そういう国際化の中における日本の威信、そして世界に誇れる警察、こういうことにつきましまして国家公安委員長の御感想と御決意のほどを承りまして私の質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(石井一君) 私は若いころに外国生活をしておりましてことがございまして、その後かなり国際的な分野で政治家としての仕事をしてみたいわけでございます。

総じて申しまして先進国ほど治安が悪い後進国ほど治安がいいということになりますと、これは例外もございましていろいろ問題発言にもなるうかと思ひますが、要するに、社会が進歩し、科学技術等が働き、個人の価値観というものが非常に多様化するという中で、犯罪は高度化し、その検挙は難しくなり、そしてまた人々の考え方というものも違ひ、犯罪というものの対してそこにいるの工夫がなされる。教育だけでも解決ができないし、それからまた裕福な富だけでも解決ができるものではない。

そういうふうな複雑な要素を考えましたときに、今日この時点で警察法の改正をお願い申し上げ、そして国際部等を設置し、いろいろと広域の行政を進めておられますけれども、今後の我が国の警察というのはさらに難しい段階に入っていくのではないかと。

特に考慮に置かなければいけないのは、外国人の犯罪に対する問題点である。非常に大きな経済的な格差もあるというふうなこともありまして、最近起こつております大量の中国からの密入国者のこういうふうな組織的な犯罪、それが国内の組織と結びついて起こつておるといふふうなことの事柄。またこの間、中華航空機事故が起こりました。ああいうときにも語学の手助けが起きました。

いうふうなものがございまして、地域の皆様方にもいろいろ御協力をいただいたようでございますが、警察は相当大きな活躍をしたというふうなことを聞いておりますけれども、いろいろもろもろの情勢を考えましたときに、今後、日本の警察の立場は冠たるものであるというふうなことを言うておれない。新しい時代に対応した形での国際化に対応する日本の警察を構築していかなければいけないのではないかと。

突然の御質問でございますので、それにはどうしたらいいかということにつきまして踏み込んで御答弁ができないわけでございますが、私はこういうことを自分の体験上から申し上げますとともに、警察庁長官を初め警察当局の幹部に對し、私も注意を喚起し、今後ともこの問題に取り組んでいきたいと考えます。

○久世公亮君 ありがとうございます。

○有働正治君 時間の制約上、端的にお聞きします。その点を考慮した答弁を最初に要望しておきます。

生活安全局の所掌事務とのかかわりで、保安、防犯警察の人権侵害問題についてお聞きします。

一例を挙げるにとどめますが、読売新聞のことで五月十五日付の報道によりますと、福井県警が少年の非行防止などを理由に、平成四年十月から五年七月までに補導した百七十人、九歳から十九歳でありましたが、百七十人とその保護者、補導歴のない小中高生二百五十一人と保護者の合計千七十五人に對し、調査を行つています。そこでは、両親はそろつていないかどうか、それは実母であるかどうか、離婚をしたのか死別したのかどうか等々家族環境やプライバシーに踏み込んだアンケートを実施しているわけでありまして、調査結果を報告書としてまとめて発行するということになり、それが実行されそうになったわけでありまして、福祉団体等から家族構成が非行に關係するという考えがうかがえて偏見を助長すると批判の聲が上がったわけでありまして、こういう調査等はうまくなければいけないかと考えるわけ

ありますが、いかがでありますか。

○政府委員(中田恒夫君) 生活安全局絡みでお尋ねでございます。

新しく設置される予定でございます生活安全局でございますが、これは総合的な防犯対策とか地域社会の……

○有働正治君 今のことについて答えてください、どうなのか。前提は要りません。

○政府委員(中田恒夫君) お尋ねのような事案でございますが、少年非行の防止と少年の健全な育成対策をより効果的に進めるために、少年非行の背景の一つとして家庭環境に関する調査を行ったというふうな承知しております。意に反して、偏見の助長を招くというふうな批判を受ける結果となつたわけでありまして、まことに残念でございます。

今後、調査を行うという場合には、調査の目的とその方法の相当性、総合性といひますか合理性、こういうものに留意して、個人とプライバシーの尊重に十分注意をするよう指導してまいりたいと思ひます。

○有働正治君 県警は、五月二十四日、配慮が足りなかつたとして報告書の県内の学校への配付の中止を決めているようでありまして、そういう点で、きちんと反省すべき点は反省すべきであるということを述べておきます。

こういうことが起こりますのは、警察が警察法第二条、第三条の範囲を超えて、いわゆる少年の健全育成、戦前の言葉で言えば善導という警察が本来やるべきでない分野に踏み込んでいくということが背景にあり、極めて私は遺憾であるというところを指摘しておきます。

そこで長官にお尋ねします。地域警察の活動は国民の人権侵害を生み出すものであつてはならない、この点は明確である、警察の責務に限定すべきであるというふうな考えを考へるわけでありまして、明言していただければと思ひます。

○政府委員(城内康光君) 警察官として地域警察官も活動するわけでございますから、警察法に規

定されている警察の責務というものを忠実に執行する、それが私どもの任務であるというふうな考えを考へます。

○有働正治君 いやしくも国民の人権侵害を生み出すようなことを行つてはならないということとは、そのとおりでありましょうか。

○政府委員(城内康光君) 人権あるいはプライバシー、そういった問題については十分それを尊重するという観点に立つて活動しなければならぬ、こういうふうな理解しております。

○有働正治君 国家公安委員長、その点、今後明確にきちんと対応していただきたいということ、長官の今の答弁の確認を願ひたいと思ひます。

○国務大臣(石井一君) 長官が申し述べたとおりであると思ひます。

○有働正治君 先ほど長官も述べましたカンボジアへの協力の問題を国際部の設置に關連してお尋ねします。

警察庁がことし四月四日から十一日までカンボジアに遠藤官房審議官を団長に五人の調査団を派遣し、カンボジアの治安情勢、警察機構等を調査し、カンボジアから協力要望事項等を聴取してこられたようでありまして、カンボジアの治安面で今後協力していくことを検討されているのであります。うか。

○政府委員(山本博一君) お答えいたします。

カンボジアのPKOに對しましては、カンボジア政府ではPKOにおける我が国警察官の活動を高く評価いたしまして、今後警察分野につきましては日本から学びたいという意向を強く持つておるところでございます。これを受けて、本年三月に同国の首相が来日いたしました際、正式にこの旨が国家公安委員長に表明されたところでございまして、先ほど申されました調査団は、この要請を受けて、我が国警察がカンボジアの治安の向上にどのような点で協力できるかを明らかにするために派遣したものでございまして、

つきましては現在検討を進めておるところであります。当然のことながら、犯罪の捜査や地域警察などの市民の生命や財産を保護する市民警察の分野で協力を行つていくことが適当と考へておるところでございます。今後外務省とも協力しながらより具体的な計画を策定してまいりたいと思ひております。

○有働正治君 協力の内容いかんによつては、日本の警察官がカンボジアにおいて警察権を行使することにもなりかねないわけでありまして、警察の責務としては警察法第二条に定められているわけでありまして、その第二条は、日本国の領域における警察の責務を定めたものであります。治安面の国際協力を進めるといふのは、警察の責務の範囲を超えるということになると考へるわけでありまして、法的根拠もないというふうには考へるわけでありまして、この点はいかがですか。

○政府委員(山本博一君) 警察が行います国際協力は警察の任務の遂行に關する事務として行つておるところでございます。例えば今回の調査は、具体的には所管行政にかかわる国際協力に關する調査、企画及び調整に關することという総務課の事務として行つたところでございまして、

○有働正治君 問題は、治安面の国際協力というのは範囲を超えるということでありまして、私どもは、憲法違反のPKO法に基づく活動はもちろんであります。法的根拠もない治安協力活動など、いかなる形であつても警察官を海外の軍事紛争地域に派遣すること等には強く反対するものであります。そうした意味での警察の国際協力というのとは、警察法の定める警察の責務に反するものであるというところを指摘しておきます。

次に、警務局の廃止と長官官房への再編の問題で確認を求めます。

ほかの省庁と異なりまして警察庁に警務局が設置されましたのは、警察官は警察事務の執行に当たる職員として特に国民の権利義務に深い關係を有し、その人事管理が重要であるので特に部局を設ける必要があるというふうには私は解しているわ

けであります、この点はいかがでありますようか。

○政府委員(廣瀬權君) 警察官はその事務を執行するに当たりまして国民の権利義務に深い関係があるところから、その人事、教養等の人事管理が重要であります。

昭和二十九年度の現行警察法において警察庁に警務部が置かれまして、三十三年に警務局になったところでございます。

○有働正治君 そこで、長官にも確認を求めます。

警務局を廃して長官官房に再編されるに当たりまして、今官房長も述べました国民の権利義務に深い関係を有するがゆえに特にこういう部局を設けてきたんだというその精神は当然守られるべきであると考えますし、権限が拡大されることはすべきでないと考えられるわけですが、端的にお答え願いたい。

○政府委員(城内康光君) 申すまでもありませんが、今後とも人権の尊重に配慮した警察活動を行うように努めてまいりたいと思っております。

○有働正治君 警察官が国民の人権を守って警察本来の責務を全うするためには、警察官の各種手当の完全支給あるいは公平な昇進制度、休暇、厚生などその待遇改善、こういうことが必要だと考えるわけでありまして、同時に私は、憲法に基づく市民的、政治的自由、すなわち思想、信条の自由、プライバシーの権利、団結権、男女平等などを保障し、その人権感覚を育てることが大事だと考えるわけでありまして、その点では、警察官の労働組合を承認して警察官の自主的、民主的活動を保障するということが不可欠であると私は考えるわけでありまして。

本日は、その是非についての議論は時間の関係で別に置きたいとして、私がここでお願いしたいのは、警察官の労働組合問題につきまして、個人参加の勉強会等を含めましてこれまで研究された経緯があると思われるわけですが、いかがでありますでしょうか。

○政府委員(廣瀬權君) 先生もう既に御案内のとおり、現行の国家公務員法及び地方公務員法において、警察職員について団結権が禁止されているところでございます。

警察は日夜厳しい活動をいたしておりますので、警察職員の労苦に報いるため、給与や各種手当、勤務制度、宿舍等の処遇改善のための諸施策の推進を最重要課題の一つとして組織を挙げて取り組んでいくところでございます。

○有働正治君 研究したかどうか。

○政府委員(廣瀬權君) 研究したかどうかというお尋ねでございますが、部内の勉強会にどのようなものがあるかというのには承知しておりますし、内部の話であるのでお答えは差し控えてさせていただきますと思っております。

○有働正治君 昭和三十八年、三十九年、一九六三、六四年に警察庁に採用されたキャリアの勉強会である金曜研究会が存在していたと私は承知してございます。この金曜研究会参加者名簿を見ますと、菅沼清高現警備局長も参加しておられると思っておりますが、御記憶はいかがでありますでしょうか。

○政府委員(菅沼清高君) お答えをいたします。委員の御質問の件は例の「星雲」の新井元長官のお話にかかわることではないかというように思いますが、今お話にございましたように、当時、見習いが時折いろいろな方々に来ていただきましてそのときどきの問題等について勉強するという、一種の勉強会があったことは事実でございます。

その折の例の「星雲」の問題だと思えますけれども、当時、警察官のいわゆるサラリーマン化の問題が話題になっておりまして、その活性化をどう図るかということがいろいろ観点から検討をされておりました。新井長官もその折においてになりまして、いろいろな方策の中で一般の組織における労働組合の持つ一つのメリットとしてそういう機能があるというお話はございましたが、警察官に労働組合が必要であるという趣旨の話ではございませんでしたので、その点、誤解のないようによろしく御理解方をお願いいたします。

いというふうに思います。

○有働正治君 今御指摘のレポートを見ますと、確かに当時の新井警察庁長官が在任中の一九六六年五月二十七日に講演をされ、その中で、今述べられたようなものとはニュアンスが違いますが、警察官の労働組合結成については各国に動きが見られる、ヨーロッパ諸国では労働組合をつくらない警察官採用が行き詰まるという具体的な差し迫った事情があるが、日本の場合にはそういうことよりもむしろ警察官のオリジナリティーを刺激、高揚せしめる一つの方策として労働組合問題を考えるべきである、こう記録として記載されているわけでありまして。

それから、警察庁の中には一九六〇年代に、労務管理の研究の過程の中で労働組合問題についてしかるべき研究が行われた時期があるようでありまして、一九六五年ごろ、イギリスに派遣された幹部の一人は英国の警察労働組合に関するレポートを警務局官邸に提出していると言われています。

また、一九七二年六月に警察庁長官に就任した高橋幹夫氏は警察のビジョンづくりを命じ、その作業部会の中に労働組合問題を研究するグループもあつたというふうに私は聞いています。

そこで、実情を調査して、当該の資料等があれば本委員会に提出願いたい。委員長にその旨取り計らいをお願いしたいと思うわけでありまして。

○政府委員(菅沼清高君) 今の御質問のうち、ちよつと私の方から御説明をさせていただきます。

今の委員の御質問によりまして、「星雲」というのは何か公式なレポートのようなお話でございまして、たまたまそのときの幹事役の者がまとめたものでございまして、今お話しした点にございまして、その後どうもそういう趣旨ではなかったのではないかと、何かそのレポートを取り上げていかににもそういう議論があつたかのごとく書か

れている本などがございまして、そういうことではございませんので、私その現場にいた者でございますので、よろしく御理解方をお願いいたします。

○有働正治君 資料について、委員長、取り扱いをお願いしたいんですけれども。

○委員長(岩本久人君) 後日、理事会で協議いたします。

○有働正治君 本の中で書かれているように云々というのを今述べられましたけれども、当時の「星雲」そのものにそのことが記録されていることを指摘しておきます。

警察官のオリジナリティー、創意を刺激、高揚させるために労働組合を考へていくべきだという、こういう見地というのはいささか卓見だと思はるわけでありまして、今警察庁は警察官の自主性とか考える警察官の育成ということを強調しているわけでありまして、そのためにもこの問題は検討していく必要があるということをきょうは指摘、主張しておきたいと思っております。

それから次の問題、有事体制の問題で、佐藤前国家公安委員長は四月二十二日の閣議後の記者会見で、北朝鮮に対する制裁措置に備え、国内の治安維持のためのマニュアルを警察庁を中心に研究していることを明らかにしました。その中で、これは新聞報道であります、国内で起こり得る不測の事態に憲法と現行法内の枠内で対応するため、警察庁と各県警が連絡をとり合い、いろいろなことを想定しながら研究している旨を述べておられます。

そこでお尋ねするわけでありまして、前国家公安委員長はその研究のことに言及されたわけでありまして、現在こういう国内治安マニュアルを研究していることは事実であるかどうか。いかなる内容のものであるか。国家公安委員長、いかがでありますでしょうか。

○政府委員(城内康光君) 私からお答えいたします。北朝鮮問題につきましては、警察庁においても

治安維持の立場から、いろいろな事態について問題点を整理したり勉強したりしております。それは私どもにとつて当然の任務であるというふうな考えです。前国家公安委員長が記者会見の席上で述べられましたとおり、国内で起こり得る不測の事態に憲法と現行法制の枠内で対応するため、いろいろのことを想定しながら勉強するというところであります。

内容につきましては問題点を整理しているところでありまして、加えて北朝鮮との対話の努力が継続されている現下の情勢では、ただいまの御質問について中身をお答えする段階でもないし、することもまた適当ではないというふうに思っています。

○有働正治君 その内容は極めて私も注目していきたいと思うわけであります。

今回、警察法改正で通信局が情報通信局と変わったわけであります。特に情報というのをつけたのはどういう意味でという目的か。時間の関係で端的にお答えいたしたいと思ひます。

○政府委員(廣瀬權君) 情報通信局を設けたいと思ひうわけでありまして、この情報といふものは、現在長官官房にありますが情報管理課、すなわちコンピュータによる情報処理をやっている課の情報管理課の情報をとつて通信局とくつつけたものでございます。

○有働正治君 例えば「講座日本の警察」第一巻「警察におけるC-1の確立について」等々では、その内容を一々紹介いたしません、自衛隊との軍事情報を含む連携等を念頭に今後積極的に対応すべきではないかということが指摘されています。そういうことを進めているかどうか。

それから、有事体制の確立ということが例えば全国通信担当課長会議等で繰返し強調されています。この有事即応体制について、地震、火山の噴火、災害など震災だけではなくて、例えば航空機の墜落、大規模な大衆運動や日本の周辺での戦争などの場合を含むことが現にうかがわれるわけでありまして、それへの対応が進められているん

ではないかと思ひますが、その二点について。

○政府委員(城内康光君) 今、委員御質問の最初の部分は、正直申し上げて私どももよく何をおっしゃっているのかわからないわけでございまして。というのは、何かしておるかと言ひますけれども、私ども全く勤が働きませんのでそれは何をおっしゃっているのかよく、C何とかがおっしゃいましたけれども、私どもそういうこととはおよそ無関係であらうというふうに思ひます。

それから、全国通信関係の私の訓示でございまして、手元に訓示をしたものがございましてこれをちよつと二、三行読めばおわかりと思ひますが、これは大災害とか大事故の場合の通信活動がいかに大事か、そういう有事に備えていろいろと準備をしないといけない、こういうことを申しました。これは、北海道の南西沖地震とかあるいは鹿児島県の集中豪雨災害のときに大衆通信系の混乱があったわけでございまして、そういうものを踏まえた話でありまして、委員のおっしゃるような問題ではない、こういうふうに思ひます。

○有働正治君 そうではないように読み取れる内容とは私に解してあります。

そこで、最後に警察の通信施設がそういう大規模な大衆行動等への対応あるいは戦争協力のために利用されることを私どもは強く反対するということとを述べておきます。警察は警察法で定められた本来の責務を厳格に実行して、国民の生命、身体、安全、犯罪防止、被疑者の捜査などを通じて国民の自由と人権を擁護する、事に当たるべきであることを主張して質問を終わります。

○西川潔君 よろしくお願ひいたします。

交番のお巡りさん、そして駐在所の警察官は駐在さんという呼び名で親しまれていてるわけですが、地域住民にとりまして最も身近なところで私たちの日常生活を守っていただいているという点に感謝しては本当に感謝いたします。特にこれからは、高齢化社会を迎えるに当たりまして、ひとり暮らしのお年寄りやお年寄り夫婦だけの世帯が大変多くなつてまいります。そうなり

ますと、地域社会における警察活動は、これまで以上にお年寄りに限らずその家族にとりましても大切な役割を担つていかなくてはなりません。そういう意味におきましても、地域活動の拠点となる交番あるいは駐在所の活動内容も高齢化社会に応じた活動がなほ一層求められると思ひます。この点、警察庁ではどういうふうにお考えでしょうか。

また、警察庁では昭和六十一年に長寿社会総合対策要綱をまとめられました。それに基づいた高齢者対策にも積極的に取り組みたいと考えておることは承知いたしておりますが、その活動内容と、その活動の中で明らかになりました問題点などがありましたらお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(中田恒夫君) お答え申し上げます。

御指摘の高齢者に対する対策でございましてけれども、昭和六十一年七月に今御指摘の要綱をつくつております。それに従ひまして昭和六十二年の方々の連携のもとに、高齢者の保護と社会参加の促進ということとを二本柱とするパイロット事業を推進しております。

その中で、高齢者に対するこれらの活動の中心となつておりますのは交番、駐在所でございます。高齢者に対する保護の観点からは、例えばシルバーデーあるいは訪問の日などを設定いたしまして定期的な巡回連絡をする、あるいはいろいろなパンフレットをお配りする、それから防犯教室などを開催するというような活動をやつております。あるいは社会参加の促進の観点からは、いろいろな防犯とか交通安全などのボランティア活動への参加を呼びかける、またそういった方々の行う活動へ警察が支援をしていくというようなことをやつております。

今後、解決する問題といたしまして、例えば福祉分野を初めとする各種のボランティアあるいは関係機関、団体といたして協調をとっていくか、そしてより効果的な活動をしていくかという問題な

どがあるかと思ひます。一部には連絡協議の場を設けるなどという動きもございしますので、一層そのようなことで緊密な連携をとりながら活動を推進してまいりたいと考えておるところであります。

○西川潔君 どうぞよろしくお願ひいたします。

次に、警察庁では、ことしの二月であります、全国の警察本部に対して「障害者の気持ちに配慮した警察活動の推進について」という通達を出されたと同つてあります。その障害者に対する通達とはどういう内容でございましょうか。

○政府委員(廣瀬權君) お答え申し上げます。

障害者対策につきましては、従来、警察は組織として交通安全施設ですとか警察施設の改善等各種施策を推進してきたところでございまして、最近第一線の現場におきまして、手話相談交番や障害者との触れ合い懇談会などさまざまな創意工夫をした取り組みがなされております。しかも、これらの活動は委員もよく御存じの地域警察官の手記であります「赤い門燈」にもありますように、第一線の個々の警察官の発意によつて行われてきたものでございまして、こうした活動は個々の警察官の自主性、自発性を尊重し、組織としてはこれを奨励助長していくという立場が大切であると考へております。

今後とも警察といたしましては、職員のボランティア活動への参加、あるいは例えばいじめや点字ブロックの上に放置されている物件を除去するなどのいたしまして、障害者のために設けられておる各種施策の実効性が確保されるようにしてまいりたいと思ひます。またもう一つ大事なことは、警察の施策の推進が警察のひとりよがりのもとならないように障害者団体等からの御意見を承るなどいたしまして、障害者の気持ちに配慮した警察活動を推進してまいりたいと考えております。

○西川潔君 ありがとうございます。

その通達を受けた各警察本部では、お年寄りや障害者の方々のために地域の実情に応じた取り組

みが行われているところだと思っております。その中で、伺うところによりますと、沖縄県警では、警察学校の学生さんを対象に体験ボランティアというところで、特別養護老人ホームと精神薄弱者更生施設で食事の介助や歩行訓練のお手伝いをされたというふうにお伺いしております。これは全国に今までの例のないことで、大変素晴らしいことだと思います。

これからは福祉のことは福祉部にすべてを任せておくということではなしに、この点につきましては、警察行政だけではなしに消防行政にも同じことが言えると思うわけですけれども、北九州の消防局では、女性消防団員に福祉教育を始められたというところでございまして、将来的にはホームヘルパーさんの三級の資格などを取得していきたい。その背景には、消防職員がひとり暮らしのお年寄りなどに対する防火の訪問を行っている際、受けける相談に福祉に関する内容が非常に多いということとございまして、私といたしましては、ぜひ全国の警察学校へ普及を図っていただきたいと思うわけでありますが、長官の御意見をお伺いしたいと思います。

○政府委員(城内康光君) 先ほど委員がお話しになりました通達のことでございますが、これはどちらかといいますと、現実には個々の警察官が既に手話をやってたりして自発的に努力しておるのを知りまして、私も後追いでそれを引き上げて、そういったことを全国的に奨励助長すべきではないかと。個々の警察官の主体性に任せるというだけではない、私も側面から、主役じゃございませぬが、側面から援助していかなくやらないということを出した本年初の次長通達第一号がこれでございます。

これを受けまして、ただいま御質問にありましたように、沖縄県を初め数県の警察学校におきまして、これも自発的に、強制ではないけれども、生徒が自発的に体験ボランティアをやっております、こういうことでございます。恐らく各県でこういうものが自然の勢いでどんどん普及されてい

くんではないか。私もそれを大変喜んで見ておるわけでございます。

いろいろとまたさらに工夫をして、障害者の人たちのためになるようなことをどんどん警察行政の中に取り入れてやっていきたいというふうに考えております。

○西川潔君 大変だと思いますが、よろしくお願ひ申し上げます。

このように、警察官の方々に對しまして福祉分野での相談が大変多くなると考えられるわけですが、他の機関、特に福祉部局との連携が大変重要になってくると思うわけで、一口に連携と申しましても、組織が違ひまして、それぞれの持つ情報も違ひます。当然そこには守秘義務もありましかし、なかなか難しいことではあると思いますが、うまくクリアできるように工夫を凝らして活動しておられるところもございまして。

例えば愛媛県の小田町というところでございまして、小田PFWチームというのを発足しております。Pはポリス、警察です。Fはファイアで消防。Wはウェルフェアで福祉ということでございます。この三者の連携を強化いたしまして、それまでのひとり暮らしのお年寄りや障害者に対して別々に実施管理してきた健康状況、防犯、防火、生活指導の内容を共有化するために、社会福祉協議会が中心となりまして統一の台帳をつくりまして、それぞれ活動後、社協が保管する台帳に内容を記入する。そしてまた、それぞれが社協に立ち寄りまして情報を把握して、月に一度三者連絡協議会を開くということでございます。

こうした連携はますます重要になってくるのではないかと、思うわけで、長官にこのことについて一言お願いします。

○政府委員(中田恒夫君) 私から答えさせていただきますが、委員御指摘のように、愛媛県小田町の方で小田PFWチームというふうな試みが始まっております、私も注目しておりますところでございます。

警察、消防、福祉協議会というふうな関係機関がそれぞれの立場で幅広い連携をとりながらそれぞれの責任を果たすということが重要になってくるといふことはそのとおりだと思います。その中で、確かに今委員御指摘のような守秘義務の問題その他まだ克服しなければならぬ点があるかと思ひます。そういうことでさらに研究をしてまいりたいと考えております。

○西川潔君 次に、警察官の方々の処遇面についてお伺いしたいと思います。

警察官の方々に對しまして、あれについてもこれについても対応していただきたいという要求ばかりではないと私は思っております。その方々が本心に安心をして警察活動に取り組んでいただければという点についても、政治の場でやっぱり声を大にする必要があるのではないかと思います。

前に労働省に御質問させていただいたんですが、最近若い方がちよつとも雇用住宅にお入りにならない。どうしてですかと若い人たちにお伺いしますと、朝シヤンの設備がないからということ、早速につけますと全部が埋まったというふうな話もございまして。

そこでお伺いしたいのは、駐在所の勤務員と家族に対する処遇面であります。絶えず危険と直面され、正義感や使命感なくしては成り立たない職務だと思ひます。そうした中で、駐在所の勤務員の方々が地域に多大な貢献を果たしていることは地域の住民が一番理解しているところであるわけですが、まず現在の駐在所における勤務内容、その実態、駐在所勤務を好まない警察官がふえていくともお伺いしますが、お伺いいたします。

○政府委員(中田恒夫君) お答えいたします。

駐在所勤務は基本的に一人制の勤務でございます。しかも、家族とともに事務所に併設された住宅に居住する。夜間の応対も事実上必要となることとあるわけでございます。そのようなことで、勤務は毎日勤制ではあるのでございますけれども、昼夜を問わず常に呼び出しがある、夫人を含

めて公私の区別がなかなかつきにくい勤務であるというふうなことから、現場においては駐在所の人事配置の面で苦勞もあるというふうなことを聞いておるところであります。

○西川潔君 処遇の面は特にまたよろしくお願ひしたいと思います。

駐在所は全国に約八千七カ所あると伺っております。私もこちらに持つてまいりましたが、「妻たちの赤い門燈」を定期的に読ませていただいております。勤務員の方々が地域に多大な貢献をされているということは言うまでもないんですけども、家族の方々も大変だと思ひます。

この本の中で奥様が書いておられますが、ある雪が降り積もる夜に、道に人が倒れているという通報が入りまして、御主人は巡回中。駐在所に残っているのは奥さんとまだ小さい子供二人。しかし、一人の命がかかっている。子供がおなかをすかして目が覚めてもいよいよに哺乳瓶に温かいミルクを入れてまくら元に置き、その地へ飛んでいきました。そこには酒に酔った初老の男性が雪に覆われてぐったりとしておりました。何度声をかけても返事がない。奥さんはとつさにばちんと平手を打ったそうです。やつとのことで男性は歩き出し、家に入っていくのを奥様は確認したとき急に子供の寝顔が浮かび、急いで駐在所に戻って眠った。

翌朝、玄関先に葉っぱや大根の漬物、冬野菜などがいっぱい入った大きな袋があったそうです。そしてその袋の中には、小さい紙に、きのうは大変お世話になりました、奥さんのおかげで長生きすることができました、本当にお礼の申しようもありません、少しですけれども食べてくださいという手紙が入っていたそうです。

お一人お一人の奥様の手紙を読ませていただきました。殺人犯が尋ねてきたことも読ませていただきましたが、胸が熱くなるとともに、地域住民の安全のために大変な御苦勞を奥様もしておられます。改めて感謝の気持ちを強くしました。

そこで長官にお伺いしたいんですが、こうした

駐在所の奥さん方については法的にどういうふう
に位置づけをされているんでしょうか。

○政府委員(城内康光君) ただいま御質問にもあ
りましたように、駐在所勤務員の夫人は勤務員で
ある夫に対して補完的のいろいろ手助けをしてお
るということでございます。大変現場では苦勞が
多いということをおもひ知つております。しか
し、この夫人は法的には特別な位置づけをしてお
りません。

しかしながら、その苦勞に報いるために、夫人
に對しましては駐在所報償費というものを支給し
ております。この報償費というものは幾ら幾ら
かという、平成二年四月一日に定まつたもので
は月額二万八千円でございますが、平成五年四月
一日からこれが月額七万八千円、五万円ほどアッ
プするような大幅な改善をして報いておるわけ
でございます。

御質問にもありましたように、駐在所へ行きた
がらないということの一番の理由というのは、パ
ートとかそういうことで働いている夫人が多いと
いうことでございますので、そういうことをしな
くともある程度報いていけるということ、夫婦
ともども駐在所勤務できることを実現したいと
いうことで改善したものでございます。

○西川潔君 これを最後の質問にしたいと思いま
す。

今、長官に御答弁をいただきました。そうする
と、パートの人ということになりますと百万円ま
で、非課税ぐらゐまでは持つていてもらいたい
というふうな気もやっぱり僕らはいたします。

最後に、駐在所の報償費として七万八千円とい
うことをお伺いしたんですが、事実上勤務員の補
助や代行業務に携わっていることを考えますと、
その評価の見直し、そしてまた奥さん方が事件、
事故に巻き込まれることも少なくないと同つてお
ります。そうした場合の補償制度についても法的
措置が必要ではないかというのを強く感じるわ
けですが、最後にこれは政治的な見地から石井大
臣に御見解をお伺いして終わりにしたいと思います

す。

○國務大臣(石井一君) 西川潔さんの話を聞いて
おりますと、ほのぼのとした庶民の味が感じられ
ます。

まず、駐在所の奥さん方にお渡ししている報償
費でございますが、平成四年から急激に増加をし
まして、二万八千円であったものが五万六千円に
なり七万八千円になっております。これも大きな
配慮であろうかと思いますが、今後さらにこの数
字をさきさき申された税金がからぬ程度のと
ころまで持つていきたいという感じがいたしまし
た。

それから、万一の場合に、警察官の職務に協力
援助した者の災害給付に関する法律というのがご
ざいます。しかし、この法律の趣旨は恐らく全く
警察に關係のない人が善行をした場合にこれをや
ろうということ、奥さんは多分入つておると思
います。奥さんが直接対象になるものではない
のではないかと。間違つておつたら訂正していただ
きたいと思ひます。ということになりますと、や
はり奥様方の危険ということも十分今後配慮して
いくべきことではないかと。恐らくこれでカバ
ーされておると思ひますが、十分であるかどう
か、将来の課題として検討していきたいと思ひま
す。

なお、さつき深さんが御指摘されました「妻た
ちの赤い門燈」というんですか、これは私も一遍
じっくり読ませてもらいたいと思ひますが、今
の酒飲み話でも、もうほのぼのとしたものを感じ
ました。私は、政府やら国やら我々政治家がや
るよりも、あなたのような庶民的な政治家が一週
お巡りさんの奥さんにありがとと言う会とかい
うようなものをつくつてもらつて、会長になつて
もらつて、お金が余つているところもたくさんあ
るから、あなたが稼いだやつを、私も少しぐらい
寄附しますから、それをプールして、そういう善
行の方にひとつ感謝のしるしを示す、こういうよ
うな社会運動を政治家としてやつていただくの
も、単に国の予算とかなんとかというよりも、こ

れは庶民西川潔の面目すばらしいものがあると思
ひますので、逆にひとつ御提案しておきたいと思
ひます。(そんなことを選挙区でやつたら大変な
ことになつちゃうよ、選挙違反と呼ぶ者あり)
選挙違反という問題があります。それは私は
思ひつきを申ししたので、さすがはやつぱり自
治省の古い官僚、すぐにそういうところへいきま
す。私は野人で、そういうことを申し上げて恐縮
であります。心ある社会の人々にそういうこと
を訴えて、何もあなたが会長にならぬで結構で
す、違反になつたら困りますから。私が申し上げ
ますのは、そういう形で国家的な補償とかな
んとかという側面よりも、やつぱり社会的な善意
に對しては善意に報いるというそういうこともあ
つてもいいんじゃないか、こういうことでござい
ますので、お許しをいただきたいと存じます。

○西川潔君 ありがとうございます。

○委員長(岩本久人君) 他に御発言もないよう
ですから、質疑は結局したものと認めます。
これより討論に入ります。
御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願
ひます。――別に御発言もないようですから、こ
れより直ちに採決に入ります。
警察法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙
手を願ひます。

〔賛成者挙手〕
○委員長(岩本久人君) 全会一致と認めます。よ
つて、本案は全会一致をもって原案どおり可決す
べきものと決定いたしました。
なお、審査報告書の作成につきましては、これ
を委員長に御一任願ひたいと存じます。御異議
ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(岩本久人君) 御異議ないと認め、さよ
う決定いたします。

○委員長(岩本久人君) 次に、地方自治法の一部
を改正する法律案及び地方自治法の一部を改正す
る法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律

案を一括して議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。石井自治
大臣。
○國務大臣(石井一君) ただいま議題となりまし
た地方自治法の一部を改正する法律案及び地方自
治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律
の整備に関する法律案の提案理由とその要旨につ
いて御説明申し上げます。

まず、地方自治法の一部を改正する法律案の提
案理由とその要旨について御説明申し上げます。
この法律案は、地方公共団体の組織及び運営の
合理化を図るため、地方制度調査会の答申にのつ
とり、中核市に関する事務の配分の特例及び特別
地方公共団体たる広域連合に関する制度を設ける
ほか、所要の規定の整備を行おうとするものであ
ります。

以上がこの法律案を提案いたしました理由であ
ります。
次に、この法律案の要旨について御説明申し上
げます。
第一は、中核市に関する事項であります。
中核市は、指定都市以外の都市で規模能力が比
較的大きな都市について、その事務権限を強化
し、できる限り住民の身近で行政を行うことがで
きるようにするためその制度を創設するものであ
ります。

すなわち、中核市またはその執行機関は、指定
都市またはその執行機関が処理することができ
る事務のうち、都道府県またはその執行機関が都道
府県の区域にわたり一体的に処理することが効率
的な事務その他の中核市またはその執行機関にお
いて処理することが適当でない事務を除き、政令
で定めるものを政令で定めるところにより処理す
ることができるといたしております。

次に、中核市となる要件につきましても、人口
三十万以上を有すること及び面積百平方キロメー
トル以上を有することとしております。当該
市の人口が五十万未満の場合におきましては、さ
らに当該市を含む周辺地域における経済社会生活

圖の中核としての機能を有する都市として政令で定める基準を満たさなければならないものとしており、また、中核市は政令でこれを指定することとし、自治大臣が当該政令の立案をしようとするときは関係市からの申し出に基づきこれを行うものとしており、また、関係市がこの申し出をしようとするときは、あらかじめ当該市の議会の議決を経るとともに都道府県議会の議決を経た都道府県の同意を得なければならないものとしており、

第二は、広域連合に関する事項であります。広域連合は、多様化した広域行政需要に適切かつ効率的に対応するとともに、国からの権限移譲の受け入れ体制を整備するためその制度を創設するものであります。

すなわち、広域連合は、普通地方公共団体及び特別区またはその執行機関の事務で広域にわたる処理することが適当であると認めるものに関し、広域計画を作成し、必要な連絡調整を図るとともに、これらの事務の一部を広域にわたる総合的かつ計画的に処理するために設置される特別地方公共団体といたしております。

次に、国及び都道府県知事等は、その権限または権限に属する事務のうち広域連合またはその執行機関の事務に関連するものを当該広域連合またはその執行機関に委任することができ、また都道府県の加入する広域連合は国の行政機関の長に対し、その他の広域連合は都道府県知事等に対し、広域連合またはその執行機関の事務に密接に関連する権限または権限に属する事務の一部を委任するよう要請することができるといたしております。

また、広域連合は、広域計画に定める事項に関する事務を総合的かつ計画的に処理するため必要があると認めるときは、当該広域連合を組織する地方公共団体に対し規約を変更するよう要請することができるとするとともに、広域連合を組織する地方公共団体の事務の処理等が広域計画の

実施に支障がありまたは支障があるおそれがある認めるときは、当該広域連合を組織する地方公共団体に対し広域計画の実施に関し必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとしており、

さらに、広域連合においては、その議会の議員または長の選挙の方法を一定のものに限定するとともに、広域連合の区域内に住所を有する者が広域連合に対し直接請求を行うことができるものとすし、さらに広域計画に定める事項を一体的かつ円滑に推進するため、広域連合はその長及び国の地方行政機関の長等をもって組織される協議会を設置することができるといたしております。

第三は、その他に関する事項であります。その一は、選挙権を有する者が身体上の故障等により直接請求の請求者の署名簿に署名することができないときは、その者の属する市町村の選挙権を有する者に委任して自己の氏名を直接請求の署名簿に記載させることができるものとしております。

その二は、住民が地方公共団体に代位して行う損害賠償請求等の住民訴訟において地方公共団体の職員が勝訴した場合に、弁護士に報酬を支払うべきときは、地方公共団体は議会の議決によりその報酬額の範囲内で相当と認められる額を負担することができるものとしております。

その三は、罰金及び過料の額について所要の引き上げを行うとともに、別表の規定の改正等所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が地方自治法の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。次に、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案の提案理由とその要旨について御説明申し上げます。

次に、この法律案の要旨について御説明申し上げます。第一は、中核市制度の創設に伴う改正であります。

地方自治法の改正により、中核市に関する特例を設けることに伴い、関係法律において中核市に関する事務配分の特例規定を定めることとしております。また、中核市に保健所を設置することとするほか、関係法律について所要の規定の整備を行うこととしております。

第二は、広域連合制度の創設に伴う改正であります。地方自治法の改正により、広域連合制度を創設することに伴い、関係法律について所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(岩本久人君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。両案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後十時二十五分散会
六月十六日本委員会に左の案件が付託された。
一、地方自治法の一部を改正する法律案
二、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案

「第十二章 大都市及び中核市に関する特例」を「第一節 大都市に関する特例」に改める。
「第十三章 地方公共団体の組合」を「第一節 地方公共団体の組合」に改める。

第一章 地方公共団体の組合
第一節 総則
第二節 一部事務組合
第三節 広域連合
第四節 全部事務組合
第五節 役場事務組合
第六節 雑則
第十五条第二項中「特別の定」を「特別の定め」に「除く外」を「除くほか」に、「二千元」を「五万円」に改める。

第七十四条第一項中「以下」の下に「本編において」を加え、「以て」を「もつて」に改め、同条に次の二項を加える。

選挙権を有する者は、身体上の故障又は文盲により条例の制定又は改廃の請求者の署名簿に署名することができないときは、その者の属する市町村の選挙権を有する者(条例の制定又は改廃の請求者の代表者及び当該代表者の委任を受けて当該市町村の選挙権を有する者)に対し当該署名簿に署名することを求める者を除く。に委任して、自己の氏名(以下「請求者の氏名」という。)を当該署名簿に記載させることができる。

この場合において、委任を受けた者による当該請求者の氏名の記載は、第一項の規定による請求者の署名とみなす。

前項の規定により委任を受けた者(以下「氏名代筆者」という。)が請求者の氏名を条例の制定又は改廃の請求者の署名簿に記載する場合においては、氏名代筆者は、当該署名簿に氏名代筆者としての署名をしなければならぬ。

第七十四条の四第一項を次のように改める。
条例の制定又は改廃の請求者の署名に関し、次の各号に掲げる行為をした者は、四年以下の

懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。

一 署名権者又は署名運動者に対し、暴行若しくは威力を加え、又はこれをかどわかししたとき。

二 交通若しくは集会の便を妨げ、又は演説を妨害し、その他偽計詐術等不正の方法をもつて署名の自由を妨害したとき。

三 署名権者若しくは署名運動者又はその関係のある社寺、学校、会社、組合、市町村等に対する用水、小作、債権、寄附その他特殊の利害関係を利用して署名権者又は署名運動者を威迫したとき。

第七十四条の四第二項中「き壊を」を「毀壊」に、「禁錮」を「禁錮」に、「五万円」を「五十万円」に改め、同条第三項中「附していない」を「付していない」に、「成規」を「所定」に、「一万円」を「十万円」に改め、同条第二項の次に次の二項を加える。

条例の制定又は改廃の請求者の署名に關し、選挙権を有する者の委任を受けず又は選挙権を有する者が身体故障若しくは文盲により請求者の署名簿に署名することができないときでないのに、氏名代筆者として請求者の氏名を請求者の署名簿に記載した者は、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

選挙権を有する者が身体故障又は文盲により条例の制定又は改廃の請求者の署名簿に署名することができない場合において、当該選挙権を有する者の委任を受けて請求者の氏名を請求者の署名簿に記載した者が、当該署名簿に氏名代筆者としての署名をせず又は虚偽の署名をしたときは、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十五条第五項中、「第一項」を「第一項」に、「数に」を「数に」に改め、「第七十四条第五項」の下に「から第七項まで」を加え、「乃至前条」を「から前条まで」に、「署名にこれを」を「署名について」に改める。

第七十六条第四項及び第八十条第四項中、「第一項」を「第一項」に、「数に」を「数に」に改め、「第七十四条第五項」の下に「から第七項まで」を加え、「乃至第七十四条の四」を「から第七十四条の四」に、「署名にこれを」を「署名について」に改める。

第八十一条第二項中、「前項」を「前項」に、「数に」を「数に」に改め、「第七十四条第五項」の下に「から第七項まで」を加え、「乃至第七十四条の四」を「から第七十四条の四」に、「署名にこれを」を「署名について」に改める。

第八十六条第四項中、「第一項」を「第一項」に、「数に」を「数に」に改め、「第七十四条第五項」の下に「から第七項まで」を加え、「乃至第七十四条の四」を「から第七十四条の四」に、「署名にこれを」を「署名について」に改める。

第一百零三条第三項中「禁錮」を「禁錮」に、「五千元」を「十万円」に改める。

第一百五十九条第二項中「引継ぎ」を「引継ぎ」に、「二千元」を「十万円」に改める。

第二百二十八条第三項中「一万円」を「五万円」に改める。

第二百四十二条の二に次の一項を加える。

8 第一項第四号の規定による訴訟の当該職員が勝訴（一部勝訴を含む）した場合において、弁護士に報酬を支払うべきときは、普通地方公共団体は、議会の議決によりその報酬額の範囲内で相当と認められる額を負担することができる。

第二百四十四条の二第七項中「一万円」を「五万円」に改める。

第二編第十二章の章名を次のように改める。

第十二章 大都市及び中核市に関する特例

例

第二編第十二章中第二百五十二条の十九の前に次の節名を付する。

第二百五十二条の二十に見出しとして「区の設定」を付し、同条第二項から第六項までに項番号を付する。

第二百五十二条の二十一に見出しとして「（政令への委任）」を付する。

第二編第十二章中第二百五十二条の二十一の次に次の一節を加える。

第二節 中核市に関する特例

（中核市の権能）

第二百五十二条の二十二 中核市（次条に掲げる要件を備えた市であつて政令で指定するものをいう。以下同じ。）又は中核市の市長若しくは中核市の委員会その他の機関（以下「中核市等」という。）は、第二百五十二条の十九第一項の規定により指定都市又は指定都市の市長若しくは指定都市の委員会その他の機関が処理し又は管理し及び執行することができ、都道府県又は都道府県知事若しくは都道府県の委員会その他の機関が都道府県の区域にわたり一体的に処理し又は管理し及び執行することが効率的な事務その他の中核市等において処理し又は管理し及び執行することが適当でない事務以外の事務で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理し又は管理し及び執行することができる。

2 中核市等がその事務を処理し又は管理し及び執行するに当たつて、法律又はこれに基づく政令の定めるところにより都道府県知事の改善、停止、制限、禁止その他これらに類する指示その他の命令を受けるものとされている事項で政令で定めるものについては、政令の定めるところにより、これらの指示その他の命令に関する法令の規定を適用せず、又は都道府県知事の指示その他の命令に代えて、主務大臣の指示その他の命令を受けるものとする。

（中核市の要件）

第二百五十二条の二十三 中核市となるべき市が備えなければならない要件は、次のとおりとする。

一 人口三十万以上を有すること。

二 面積（建設省国土地理院において公表した最近の当該市の面積をいう。）百平方キロメートル以上を有すること。

三 当該市の人口が五十万未満の場合にあつては、当該市を含む周辺の地域における経済社会生活圏の中核としての機能を有する都市として政令で定める基準を満たすこと。

（中核市の指定に係る手続）

第二百五十二条の二十四 自治大臣は、第二百五十二条の二十二第一項の中核市の指定に係る政令の立案をしようとするときは、関係市からの申出に基づき、これを行うものとする。

2 前項の規定による申出をしようとするときは、関係市は、あらかじめ、当該市の議会の議決を経て、都道府県の同意を得なければならない。

3 前項の同意については、当該都道府県の議会の議決を経なければならない。

（政令への委任）

第二百五十二条の二十五 第二百五十二条の二十一の規定は、第二百五十二条の二十二第一項の規定による中核市の指定があつた場合について準用する。

（指定都市の指定があつた場合の取扱い）

第二百五十二条の二十六 中核市に指定された市について第二百五十二条の十九第一項の規定による指定都市の指定があつた場合は、当該市に係る第二百五十二条の二十二第一項の規定による中核市の指定は、その効力を失うものとする。

第三編第三章中第二百八十四条の前に次の節名を付する。

第一節 総則

第二百八十四条の前に見出しとして「（組合の種類及び設置）」を付し、同条第四項及び五項を削り、同条第三項中「第一項の例により、町村の組合を」を「その協議により規約を定め、都道府県知事の許可を得て、役場事務組合」に改め、「これを役場事

務組合という。』を削り、『組合内』を『役場事務組合内』に、『組合の』を『役場事務組合の』に改め、同項を同条第六項とし、同項に項番号を付し、同条第二項中『前項の例により、町村の組合を』を『都道府県知事の許可を得て、全部事務組合』に改め、『これを全部事務組合という。』を削り、『組合内』を『全部事務組合内』に、『組合の』を『全部事務組合の』に改め、同項を同条第五項とし、同項に項番号を付し、同条第一項中『第三項を』第六項に、『除外を』除くほか、に、『地方公共団体の組合』を『一部事務組合』に改め、『これを一部事務組合という。』を削り、『組合内』を『一部事務組合内』に、『組合の』を『一部事務組合の』に改め、同項を同条第二項とし、同項に項番号を付し、同項の次に次の二項を加える。

3 普通地方公共団体及び特別区は、その事務又は普通地方公共団体及び特別区の長、委員会若しくは委員の権限に属する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務で広域にわたり処理することが適当であると認めるものに関し、広域にわたる総合的な計画(以下「広域計画」という。)を作成し、これらの事務の管理及び執行について広域計画の実施のために必要な連絡調整を図り、並びにこれらの事務の一部を広域にわたり総合的かつ計画的に処理するため、その協議により規定を定め、前項の例により、自治大臣又は都道府県知事の許可を得て、広域連合を設けることができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。

4 自治大臣は、前項の許可をしようとするときは、国の関係行政機関の長に協議しなければならない。

第二百八十四条に第一項として次の一項を加える。

地方公共団体の組合は、一部事務組合、広域連合、全部事務組合及び役場事務組合とする。

第二百八十五条の次に次の一条を加える。

(設置の勧告等)

第二百八十五条の二 公益上必要がある場合にお

いては、都道府県知事は、関係のある市町村及び特別区に対し、一部事務組合又は広域連合を設けるべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、第二百八十四条第三項の許可をしたときは直ちにその旨を公表するとともに、自治大臣に報告し、前項の規定により広域連合を設けるべきことを勧告したときは直ちにその旨を自治大臣に報告しなければならない。

3 自治大臣は、第二百八十四条第三項の許可をしたときは直ちにその旨を告示するとともに、国の関係行政機関の長に通知し、前項の規定による報告を受けたときは直ちにその旨を国の関係行政機関の長に通知しなければならない。

第二百八十六条の前に次の節名を付する。

第二節 一部事務組合

第二百八十六条に見出しとして『組織、事務及び規約の変更』を付し、同条第一項中『地方公共団体の組合』を『一部事務組合』に、『組合の』を『一部事務組合の』に改め、『一部事務組合が』を削り、同条第二項中『組合の』を『一部事務組合の』に改め、同項に項番号を付し、同条第三項を削る。

第二百八十七条に見出しとして『規約等』を付し、同条第一項中『左に』を次に改め、同項各号中『組合』を『一部事務組合』に改め、同条第二項を削り、同条第三項中『地方公共団体の組合』を『一部事務組合』に、『組合を』を当該一部事務組合をに改め、同項を同条第二項とし、同項に項番号を付する。

第二百八十七条の二に見出しとして『議決方法の特例及び理事会の設置』を付し、同条第二項に項番号を付し、同条第三項中『当該一部事務組合』を『一部事務組合』に、当該市町村の議会をその議会に改め、同項に項番号を付する。

第二百八十七条の三に見出しとして『議決事件の通知』を付する。

第二百八十八条に見出しとして『解散』を付し、同条第二項中『又は役場事務組合』を削り、『第二百八十四条第一項』を『第二百八十四条第二項』に改め、同条第二項を削る。

第二百八十九条に見出しとして『財産処分』を付し、同条中『若しくは関係地方公共団体と組合との協議により又は組合の議会の議決により』を削る。

第二百九十条に見出しとして『議会の議決を要する協議』を付し、同条中『第二百八十四条第一項乃至第三項』を『第二百八十四条第二項』に、『第二百八十八条第一項』を『第二百八十八条に改め、『にあつてはその議会、組合にあつては組合』を削る。

第二百九十一条に見出しとして『経費分賦に関する異議』を付し、同条第一項中『地方公共団体の組合』を『一部事務組合』に改め、『の下に』を『一部事務組合に組織する』を加え、『組合の管理者』を『当該一部事務組合の管理者』に改め、同条第二項中『組合の管理者』を『一部事務組合の管理者』に、『組合の議会をその議会に改め、同項に項番号を付し、同条第三項中『組合』を『一部事務組合』に改め、同項に項番号を付し、同条の次に次の三節及び節名を加える。

第三節 広域連合

(国等からの権限の委任等)

第二百九十一条の二 国は、その行政機関の長に属する権限又は権限に属する事務のうち広域連合の事務又は広域連合の長その他の執行機関の権限に属する事務に関連するものを、別に法律又はこれに基づく政令の定めるところにより、当該広域連合又はその長その他の執行機関に委任することができる。

2 都道府県知事又は都道府県の委員会若しくは委員は、その権限に属する事務のうち都道府県の加入しない広域連合の事務又は広域連合の長その他の執行機関の権限に属する事務に関連するものを当該広域連合の長その他の執行機関に委任することができる。

3 都道府県の加入する広域連合の長は、その議会の議決を経て、国の行政機関の長に対し、当該広域連合の事務又は広域連合の長その他の執行機関の権限に属する事務に密接に関連する国の行政機関の長に属する権限又は権限に属する事務の一部を当該広域連合又はその長その他の執行機関に委任するよう要請することができる。

4 都道府県の加入しない広域連合の長は、その議会の議決を経て、都道府県知事又は都道府県の委員会若しくは委員に対し、当該広域連合の事務又は広域連合の長その他の執行機関の権限に属する事務に密接に関連する都道府県知事又は都道府県の委員会若しくは委員の権限に属する事務の一部を当該広域連合の長その他の執行機関に委任するよう要請することができる。

(組織、事務及び規約の変更)

第二百九十一条の三 広域連合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは処理する事務を変更し、又は広域連合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては自治大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次条第一項第六号若しくは第九号に掲げる事項又は前条第一項若しくは第二項の規定により広域連合若しくはその長その他の執行機関にこれらの規定の権限若しくは権限に属する事務が委任された場合(変更された場合を含む。)における当該権限若しくは権限に属する事務のみに係る広域連合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

2 自治大臣は、前項の許可をしようとするときは、国の関係行政機関の長に協議しなければならない。

3 広域連合は、次条第一項第六号又は第九号に掲げる事項のみに係る広域連合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、第一項本文の例により、直ちに自治大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

4 前条第一項又は第二項の規定により広域連合又はその長その他の執行機関にこれらの規定の

権限又は権限に属する事務が委任されたとき
(変更されたときを含む)は、広域連合の長は、
直ちに次条第一項第四号又は第九号に掲げる事
項に係る規約につき必要な変更を行い、第一項
本文の例により、自治大臣又は都道府県知事に
届出をするともに、その旨を当該広域連合を
組織する地方公共団体の長に通知しなければな
らない。

5 都道府県知事は、第一項の許可をしたとき、
又は第三項若しくは前項の届出を受理したとき
は、直ちにその旨を公表するとともに、自治大
臣に報告しなければならない。

6 自治大臣は、第一項の許可をしたとき又は第
三項若しくは第四項の届出を受理したときは直
ちにその旨を告示するとともに、これを国の関
係行政機関の長に通知し、前項の規定による報
告を受けたときは直ちにその旨を国の関係行政
機関の長に通知しなければならない。

7 広域連合の長は、広域計画に定める事項に関
する事務を総合的かつ計画的に処理するため必
要があると認めるときは、その議会の議決を経
て、当該広域連合を組織する地方公共団体に對
し、当該広域連合の規約を変更するよう要請す
ることができる。

8 前項の規定による要請があつたときは、広域
連合を組織する地方公共団体は、これを尊重し
て必要な措置を執るようになければならな
い。

(規約等)
第二百九十一条の四 広域連合の規約には、次に
掲げる事項につき規定を設けなければならない。

- 一 広域連合の名称
- 二 広域連合を組織する地方公共団体
- 三 広域連合の区域
- 四 広域連合の処理する事務
- 五 広域連合の作成する広域計画の項目
- 六 広域連合の事務所の位置
- 七 広域連合の議会の組織及び議員の選挙の方

法

八 広域連合の長、選挙管理委員会その他執行
機関の組織及び選任の方法

九 広域連合の経費の支弁の方法

2 前項第三号に掲げる広域連合の区域は、当該
広域連合を組織する地方公共団体の区域を合
せた区域を定めるものとする。ただし、都道府
県の加入する広域連合について、当該広域連合
の処理する事務が当該都道府県の区域の一部の
みに係るものであることその他の特別の事情が
あるときは、当該都道府県の包括する市町村又
は特別区で当該広域連合を組織しないものの一
部又は全部の区域を除いた区域を定めることが
できる。

3 広域連合の長は、広域連合の規約が定められ
又は変更されたときは、速やかにこれを公表し
なければならない。

4 広域連合の議会の議員又は長その他の職員
は、第九十二条第二項、第四百一条第二項及
び第九十六条第三項(これらの規定を適用し
又は準用する場合を含む)の規定にかかわら
ず、当該広域連合を組織する地方公共団体の議
会の議員又は地方公共団体の長その他の職員と
兼ねることができる。

(議会の議員及び長の選挙)

第二百九十一条の五 広域連合の議会の議員は、
政令で特別の定めをするものを除くほか、広域
連合の規約で定めるところにより、広域連合の
選挙人(広域連合を組織する普通地方公共団体
又は特別区の議会の議員及び長の選挙権を有す
る者で当該広域連合の区域内に住所を有するも
のをいう。次項及び次条第七項において同じ。)が
投票により又は広域連合を組織する地方公共
団体の議会においてこれを選挙する。

2 広域連合の長は、政令で特別の定めをするも
のを除くほか、広域連合の規約で定めるところ
により、広域連合の選挙人が投票により又は広
域連合を組織する地方公共団体の長が投票によ
りこれを選挙する。

(直接請求)

第二百九十一条の六 第二編第五章(第八十五条
を除く)の規定は、政令で特別の定めをするも
のを除くほか、広域連合の条例(地方税の賦課徴
収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関
するものを除く)の制定若しくは改廃、広域連
合の事務若しくは広域連合の長その他の執行機
関の権限に属する事務の執行に関する監督、広
域連合の議会の解散又は広域連合の議会の議員
若しくは長その他広域連合の職員で政令で定め
るものの解職の請求について準用する。この場
合において、同章第七十四条第一項を除く)の
規定中「選挙権を有する者」とあるのは「請求権
を有する者」と、同項中「普通地方公共団体の議
会の議員及び長の選挙権を有する者(以下本編
において「選挙権を有する者」という。)」とある
のは「広域連合を組織する普通地方公共団体又
は特別区の議会の議員及び長の選挙権を有する
者で当該広域連合の区域内に住所を有するもの
(以下「請求権を有する者」という。)」と読み替
えるほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

2 前項に定めるもののほか、広域連合を組織す
る普通地方公共団体又は特別区の議会の議員及
び長の選挙権を有する者で当該広域連合の区域
内に住所を有するもの(第五項前段において「請
求権を有する者」という)は、政令で定めるとこ
ろにより、その総数の三分の一以上の者の連署
をもつて、その代表者から、当該広域連合の長
に對し、当該広域連合の規約の変更を要請する
よう請求することができる。

3 前項の規定による請求があつたときは、広域
連合の長は、直ちに、請求の要旨を公表すると
ともに、当該広域連合を組織する地方公共団体
に對し、当該請求に係る広域連合の規約を変更
するよう要請しなければならない。この場合に
おいては、当該要請をした旨を同項の代表者に
通知しなければならない。

4 前項の規定による要請があつたときは、広域
連合を組織する地方公共団体は、これを尊重し

て必要な措置を執るようになければならな
い。

5 第七十四条第四項の規定は請求権を有する者
及びその総数の三分の一の数について、同条第
五項から第七項まで及び第七十四条の二から第
七十四条の四までの規定は第二項の規定による
請求者の署名について準用する。この場合にお
いて、第七十四条第四項中「第一項の選挙権を有
する者」とあるのは「第二百九十一条の六第二項
に規定する広域連合を組織する普通地方公共団
体又は特別区の議会の議員及び長の選挙権を有
する者で当該広域連合の区域内に住所を有する
もの(以下「請求権を有する者」という。)」と、同
条第六項並びに第七十四条の四第三項及び第四
項中「選挙権を有する者」とあるのは「請求権を
有する者」と読み替えるほか、必要な技術的読替
は、政令で定める。

6 政令で特別の定めをするものを除くほか、公
職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規
定は、第一項において準用する第七十六条第三
項の規定による解散の投票並びに第八十条第三
項及び第八十一条第二項の規定による解職の投
票について準用する。

7 前項の投票は、政令で定めるところにより、
広域連合の選挙人による選挙と同時にこれを行
うことができる。

(広域計画)

第二百九十一条の七 広域連合は、当該広域連合
が設けられた後、速やかに、その議会の議決を
経て、広域計画を作成しなければならない。

2 広域連合は、広域計画を作成するに当たつて
は、第二条第五項(第二百八十一条第三項におい
て準用する場合を含む)の基本構想及び他の法
律の規定による計画であつて当該広域計画の項
目に関する事項を定めるものとの調和が保たれ
るようにならなければならない。

3 広域連合は、広域計画を作成したときは、直
ちに、これを当該広域連合を組織する地方公共
団体の長に送付し、かつ、公表するとともに、第

二百八十四条第二項の例により、自治大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

4 自治大臣は、前項の規定による提出があつた場合においては、直ちにその内容を国の関係行政機関の長に通知しなければならない。

5 広域計画は、第二百九十一条の二第一項又は第二項の規定により広域連合又はその長その他の執行機関にこれらの規定の権限又は権限に属する事務が委任されたとき(変更されたときを含む)その他これを変更することが適当であると認められるときは、変更することができる。

6 広域連合は、広域計画を変更しようとするときは、その議会の議決を経なければならない。この場合においては、第二項から第四項までの規定を準用する。

7 広域連合及びその長その他の執行機関並びに当該広域連合を組織する地方公共団体及びその長その他の執行機関は、広域計画に基づいて、その事務を処理し、又はその権限に属する事務を管理し及び執行するようにしなければならない。

8 広域連合の長は、当該広域連合を組織する地方公共団体の事務の処理又は当該地方公共団体の長その他の執行機関の権限に属する事務の管理及び執行が広域計画の実施に支障があり又は支障があるおそれがあると認めるときは、当該広域連合の議会の議決を経て、当該広域連合を組織する地方公共団体又はその長その他の執行機関に対し、当該広域計画の実施に必要措置を講ずべきことを勧告することができる。

9 広域連合の長は、前項の規定による勧告を行ったときは、当該勧告を受けた地方公共団体又はその長その他の執行機関に対し、当該勧告に基づいて講じた措置について報告を求めることができる。

(協議会)

第二百九十一条の八 広域連合は、広域計画に定める事項を一体的かつ円滑に推進するため、広域連合の条例で、必要な協議を行うための協議

会を置くことができる。

2 前項の協議会は、広域連合の長及び国の地方行政機関の長、都道府県知事(当該広域連合を組織する地方公共団体である都道府県の知事を除く)、広域連合の区域内の公共的団体等の代表者又は学識経験を有する者のうちから広域連合の長が任命する者をもつて組織する。

3 前項に定めるもののほか、第一項の協議会の運営に必要事項は、広域連合の条例で定める。

(広域連合の分賦金)

第二百九十一条の九 第二百九十一条の四第一項第九号に掲げる広域連合の経費の支弁の方法として、広域連合を組織する普通地方公共団体又は特別区の分賦金に關して定める場合には、広域連合が作成する広域計画の実施のために必要な連絡調整及び広域計画に基づく総合的かつ計画的な事務の処理に資するため、当該広域連合を組織する普通地方公共団体又は特別区の人、面積、地方税の収入額、財政力その他の客観的な指標に基づかなければならない。

2 前項の規定により定められた広域連合の規約に基づく地方公共団体の分賦金については、当該地方公共団体は、必要な予算上の措置をしなければならない。

(解散)

第二百九十一条の十 広域連合を解散しようとするときは、関係地方公共団体の協議により、第二百八十四条第二項の例により、自治大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 自治大臣は、第一項の許可をしようとするときは、国の関係行政機関の長に協議しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の許可をしたときは、直ちにその旨を公表するとともに、自治大臣に報告しなければならない。

4 自治大臣は、第一項の許可をしたときは直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知し、前項の規定による報告

を受けたときは直ちにその旨を国の関係行政機関の長に通知しなければならない。

(議会の議決を要する協議)

第二百九十一条の十一 第二百八十四条第三項、第二百九十一条の三第一項及び第三項、前条第一項並びに第二百九十一条の十三において準用する第二百八十九条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(経費分賦等に関する異議)

第二百九十一条の十二 広域連合の経費の分賦に關し、違法又は錯誤があると認めるときは、広域連合を組織する地方公共団体は、その告知を受けた日から三十日以内に当該広域連合の長に異議を申し出ることができる。

2 第二百九十一条の三第四項の規定による広域連合の規約の変更のうち第二百九十一条の四第一項第九号に掲げる事項に係るものに関し不服があるときは、広域連合を組織する地方公共団体は、第二百九十一条の三第四項の規定による通知を受けた日から三十日以内に当該広域連合の長に異議を申し出ることができる。

3 広域連合の長は、第一項の規定による異議の申出があつたときは当該広域連合の議会の議決を経てこれを決定し、前項の規定による異議の申出があつたときは当該広域連合の議会の議決を経て規約の変更その他必要な措置を執らなければならない。

4 広域連合の議会は、前項の規定による諮問があつた日から二十日以内にその意見を述べなければならない。

(二部事務組合に関する規定の準用)

第二百九十一条の十三 第二百八十七条の三及び第二百八十九条の規定は、広域連合について準用する。この場合において、同条中「第二百八十六条又は前条」とあるのは、「第二百九十一条の三第一項、第三項若しくは第四項又は第二百九十一条の十第一項」と読み替へるものとする。

第四節 全部事務組合

(全部事務組合)
第二百九十一条の十四 全部事務組合は、当該全部事務組合を組織する町村の数を減少し又は全部事務組合の規約を変更しようとするときはその議会の議決を経てこれを定め、当該全部事務組合を組織する町村の数を増加しようとするときは当該全部事務組合と新たに加入しようとする町村との協議によりこれを定め、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 全部事務組合の規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

一 全部事務組合の名称

二 全部事務組合を組織する地方公共団体

三 全部事務組合の共同処理する事務

四 全部事務組合の事務所の位置

3 全部事務組合を解散しようとするときは、その議会の議決により、都道府県知事の許可を受けなければならない。

4 第一項又は前項の場合において、財産処分を必要とするときは、関係地方公共団体と全部事務組合との協議により又は全部事務組合の議会の議決によりこれを定める。

5 第二百八十四条第五項並びに第一項及び前項の協議については、関係地方公共団体にあつてはその議会、全部事務組合にあつては当該全部事務組合の議会の議決を経なければならない。

第五節 役場事務組合
(役場事務組合)
第二百九十一条の十五 役場事務組合の規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

一 役場事務組合の名称

二 役場事務組合を組織する地方公共団体

三 役場事務組合の共同処理する事務

四 役場事務組合の事務所の位置

五 役場事務組合の議会の組織及び議員の選挙の方法

六 役場事務組合の経費の支弁の方法

2 役場事務組合を解散しようとするときは、関

係地方公共団体の協議により、都道府県知事に届出をしなければならぬ。

3 第二百八十四条第六項、前項並びに次項において準用する第二百八十六条及び第二百八十九条の協議については、関係地方公共団体の協議の議決を経なければならない。

4 第二百八十六条、第二百八十七条第二項、第二百八十九条及び第二百九十一条の規定は、役場事務組合について準用する。この場合において、第二百八十六条中「次条第一項第一号、第四号又は第七号」とあるのは「第二百九十一条の十五第一項第一号、第四号又は第六号」と、第二百八十九条中「第二百八十六条又は前条」とあるのは「第二百九十一条の十五第四項において準用する第二百八十六条又は第二百九十一条の十五第二項」と読み替えるものとする。

第六節 雑則

第二百九十二条に見出しとして「普通地方公共団体に関する規定の準用」を付し、同条中「基」を「基づく」に、「特別の定」を「特別の定め」に、「除外」を除くほか「に改める。

第二百九十三条を次のように改める。

(数都府県にわたる組合に関する特別)

第二百九十三条 市町村及び特別区の組合で数都府県にわたるものに係る第二百八十四条第二項、第三項、第五項及び第六項、第二百八十六条第一項本文(第二百九十一条の十五第四項において準用する場合を含む)、第二百九十一条の三第三項本文、第二百九十一条の十第一項並びに第二百九十一条の十四第一項及び第三項の許可並びに第二百八十五条の二第一項の規定による勧告は、これらの規定にかかわらず、政令で定めるところにより、自治大臣が関係都道府県知事の意見を聴いてこれを行い、市町村及び特別区の組合で数都府県にわたるものに係る第二百八十六条第二項(第二百九十一条の十五第四項において準用する場合を含む)、第二百八十八条、第二百九十一条の三第三項及び第四項並びに第二百九十一条の十五第二項の届出

は、これらの規定にかかわらず、関係都道府県知事を経て自治大臣にこれをしなければならぬ。

2 市町村及び特別区の広域連合で数都府県にわたるものに係る第二百九十一条の六第一項において準用する第七十七条、第八十二条第一項及び第八十六条第三項の規定による報告並びに第二百九十一条の七第三項の規定による提出並びに町村の広域連合で数都府県にわたるものに係る第二百九十一条の六第一項において準用する第八十二条第二項の規定による報告は、これらの規定にかかわらず、関係都道府県知事を経て自治大臣にこれをしなければならぬ。

第二百九十三条の二に見出しとして「政令への委任」を付する。

別表第一中第一号の四十を第一号の四十二とし、第一号の三十九を第一号の四十一とし、同表第一号の三十八中「基本計画」を「豪雪地帯対策基本計画」に改め、同号を同表第一号の四十二とし、同表中第一号の三十七を第一号の三十八とし、同号の次に次の一号を加える。

一の三十九 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成四年法律第七十六号)の定めるところにより、地方拠点都市地域の指定に関する事務を行うこと。

別表第一中第一号の三十六を第一号の三十七とし、第一号の二十五から第一号の三十五までを一号ずつ繰り下げ、第一号の二十四の次に次の一号を加える。

一の二十五 大阪湾臨海地域開発整備法(平成四年法律第百十号)の定めるところにより、大阪湾臨海地域及び関連整備地域の整備等に関する基本方針の決定について意見を述べ、並びに土地が開発地区の要件に適合する旨の申出を受理すること。

別表第一中第二号の十を第二号の十二とし、第二号の六から第二号の九までを二号ずつ繰り下げ、第二号の五を第二号の六とし、同号の次に次の

の一号を加える。

二の七 自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成四年法律第七十号)の定めるところにより、特定地域を指定する政令の制定若しくは改廃の立案、総量削減基本方針の作成若しくは変更又は特定自動車排出基準の設定、変更若しくは廃止について意見を述べること。

別表第一中第二号の四を第二号の五とし、第二号の三を第二号の四とし、第二号の二の次に次の一号を加える。

二の三 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)の定めるところにより、生息地等保護区の指定等について意見を述べること。

別表第一第八号中「一部を行い」の下に、「市町村老人保健計画について意見を述べ、都道府県老人保健計画を定め、同表第九号中「一般廃棄物の処理及び大掃除の実施について計画」を「一般廃棄物処理計画に改め、処分を、」の下に「一定の占有者に対して」の下に「一般廃棄物の減量に関する計画の作成、」を、「方法」の下に、その他必要な事項を加え、「基準」を「一般廃棄物処理基準」に改め、同号を同表第八号の二とし、同号の次に次の一号を加える。

九 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律(平成四年法律第六十二号)の定めるところにより、特定施設の整備の事業を行う者として提出する整備計画を受理し、これを主務大臣に送付し、主務大臣が行う特定施設の整備計画の認定について意見を述べ、並びに認定事業者に対し特定施設の整備に必要の指導及び助言を行うこと。

別表第一第十四号の次に次の二号を加える。

十四の二 看護婦等の人材確保の促進に関する法律(平成四年法律第八十六号)の定めるところにより、基本方針について意見を述べ、並びに病院等の開設者等に対して必要な指導及び

び助言を行うこと。

十四の三 社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)の定めるところにより、基本方針について意見を述べ、並びに社会福祉事業を経営する者に対して必要な指導及び助言を行うこと。

別表第一第十七号の三「養護老人ホーム等に入所させる等の措置に関する事務を行い」を「市町村が行う介護の措置等の実施に関して市町村相互間の連絡調整等を行い、市町村老人福祉計画について意見を述べ、都道府県老人福祉計画に改め、同表第十八号中「身体障害者の診査及び更生相談を行つて身体障害者更生支援施設に入所させる等必要な措置を講じ、更生訓練費を支給し、更生医療を給付し、補装具の交付等を行い、売店設置の可能な場所等を調査してこれを身体障害者に知らせ、並びに」を「市町村が行う援護の実施に関して市町村相互間の連絡調整等を行い、及び」に改め、同表中第二十六号を第二十五号の十とし、第二十六号の二を第二十六号とし、第二十六号の三を第二十六号の二とし、同表第二十六号の四「被害復旧長期計画」を「被害復旧長期計画等」に改め、同号を同表第二十六号の三とし、同表中第二十六号の五を第二十六号の四とし、第二十六号の六を第二十六号の五とし、同号の次に次の一号を加える。

二十六の六 特定中小企業集積の活性化に関する臨時措置法(平成四年法律第四十四号)の定めるところにより、承認中小企業者及び承認商工組合等に対して必要な指導及び助言を行うこと。

別表第一第二十六号の十七中「その管理する道路(都道府県知事が管理する一般国道を含む)について路上駐車場の設置し、及び利用に関する標識を設ける」を「市町村が定める駐車場の整備について協議等を行い、及び路上駐車場の設置について意見を述べる」に改め、同表第二十八号の十二の次に次の一号を加える。

二十八の十三 特定優良賃貸住宅の供給の促進

る土地の形質の変更等を許可し、及び許可を受けないで土地の形質を変更した者等に対して土地の原状回復又は違反建築物等の移転若しくは除去を命ずる等の事務を行うこと。

別表第三第一号(六)の次に次のように加える。

(六)の二 民法(明治二十九年法律第八十九号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、社団法人又は財団法人の設立の許可に關する事務を行い、定款の変更を認可し、監督上必要な命令をし、業務及び財産の状況を検査し、並びに解散の届出を受理すること。

(六)の三 民法施行法(明治三十一年法律第十一号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、同法による認可を受けた法人に対して解散を命じ、及び解散の届出を受理すること。

(六)の四 信託法(大正十一年法律第六十二号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、公益信託の引受けを許可し、事務の処理につき検査を行い、必要な処分を命じ、並びに信託管理人、信託財産の管理人及び受託者の選任等に関する事務を行うこと。

(六)の五 破産法(大正十一年法律第七十一号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、社団法人又は財団法人の継続を認可すること。

別表第三第一号中(九)を(八)の三とし、(九)の二を(八)の四とし、その次に次のように加える。

(九) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に關する法律及びこれに基づく政令の定めるところにより、特定事業を行おうとする者からの届出を受理し、その届出をした者に対して必要な指示をし、その指示に違反した者に対して業務の停止を命じ、特定事業を行う者から必要な報告を求め、又は職員をしてその施設に立入検査させ、管理

地区の区域内の工作物の設置等及び立入制限地区の区域内への立入りの許可等に關する事務を行い、監視地区の区域内の工作物の設置等の届出の受理、当該届出に係る行為の禁止若しくは制限等に関する事務を行い、工作物の設置者等に対して必要な指示等を行い、並びに工作物の設置者等から必要な報告を求め、又は職員をして生息地等保護区の区域内の土地に立入検査させること。

別表第三第一号中(九)の三を(九)の二とし、(九)の四を(九)の三とし、(九)の五を(九)の四とし、その次に次のように加える。

(九)の五 自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の定めるところにより、総量削減計画を定めること。

別表第三第一号(十三)の二「行」を「行い、及び調理師の氏名、住所等の届出を受理する」に改め、同号(十九)の二「許可」の下に「及び老人訪問看護事業者の指定」を加え、「若しくは老人保健施設の開設者等」を、「老人保健施設の開設者等若しくは指定老人訪問看護事業者等」に改め、同号(二十)の二を次のように改める。

(二十)の二 廃棄物の処理及び清掃に關する法律及びこれに基づく政令の定めるところにより、産業廃棄物処理計画を定め、一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の設置等の許可又は届出の受理に関する事務を行い、一定の事業者に対して産業廃棄物処理計画又は特別管理産業廃棄物処理計画の作成の指示等を行い、産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可に關する事務を行い、廃棄物処理センター、産業廃棄物処理業者等から必要な報告を求め、又は職員をしてこれらの者の事務所等に立入検査させ、産業廃棄物処理基準等に適合

しない産業廃棄物の保管、収集、運搬若しくは処分を行った者等に対して必要な措置を命ずる等の事務を行い、及び廃棄物再生事業者の登録に關する事務を行うこと。

別表第三第一号(三十四)中及びこれに基づく政令「及び、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師の試験、免許及び業務の停止に關する事務を行い」を削り、「並びに」を「及び」に、「立入検査させる」を「臨検検査させる」に改め、同号(三十五)中「及びこれに基づく政令」及び「柔道整復師の試験、免許及び業務の停止に關する事務を行い」を削り、「並びに」を「及び」に改め、同号(三十七)の次に次のように加える。

(三十七)の二 看護婦等の人材確保の促進に關する法律の定めるところにより、看護婦等確保推進者の設置等の届出を受理し、看護婦等確保推進者の変更を命じ、及び都道府県ナースセンターの指定等に關する事務を行うこと。

別表第三第一号(四十一)の二「中」並びに「の下に」大麻取扱者等から必要な報告は求め、又は「を」加え、「取締上」を「取締り上」に改め、同号(四十一)の三「中」麻薬取扱者」を「麻薬取扱者等」に、「麻薬業務所」を「麻薬業務所等」に、「向精神薬取扱者」を「向精神薬取扱者等」に改め、同号(四十一)の五を(四十一)の六とし、同号(四十一)の四「若しくは麻薬研究者」を、「麻薬研究者等」に、「取締」を「取締り」に改め、同号(四十一)の四を(四十一)の五とし、(四十一)の三の次に次のように加える。

(四十一)の四 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(平成三年法律第九十四号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、金融機関等からの疑わしい取引の届出を受理する等の事務を行うこと。

別表第三第一号(四十二)中(昭和二十六年法律第四十五号)及び「並びに」を削り、「行」を「行い、並びに」都道府県福祉人材センターの指定等に關する事務を行う」に改め、同号(四十二)の二「中」社会福祉施設職員退職手当共済法を社会福祉施設職員等退職手当共済法」に改め、同号(五十八)を(五十七)の四とし、その次に次のように加える。

(五十八) 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成四年法律第六十三号)の定めるところにより、改善計画が適當である旨の認定に關する事務を行い、及び認定特定事業主から認定を受けた改善計画に係る改善措置の実施状況について報告を求めること。

別表第三第一号(五十九)の八の次に次のように加える。

(五十九)の九 ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に關する法律(平成四年法律第五十三号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、会員制事業者若しくは会員契約代行者に対し、会員契約の締結に係る業務に關し必要な措置をとるべきことを指示し、又はその業務の全部若しくは一部を停止すべきことを命じ、及びこれらの者から必要な報告を求め、又は職員をしてその事業所に立入検査させること。

別表第三第一号中(六十三)の四を(六十三)の五とし、(六十三)の三の次に次のように加える。

(六十三)の四 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に關する法律の定めるところにより、農林業等活性化基盤整備計画及び所有権移転等促進計画を承認すること。

別表第三第一号(六十八)の二「中」認定する」を「認定し、都道府県農業協同組合併推進法人の指定に關する事務を行い、都道府県農業協同組合併

推進法人から必要な報告を徴し、及びその業務の運営の改善に必要措置をとるべきことを命ずるに改め、同号七十八中「検査させ、診療施設開設の届出を受理する」を「検査させる」に改め、同号七十八の次に次のように加える。

七十八の二 獣医療法(平成四年法律第四十六号)の定めるところにより、診療施設の開設等の届出を受理し、診療施設について、使用を制限し、若しくは禁止し、又は修繕その他必要な措置を講ずべきことを命じ、開設者若しくは管理者から必要な報告を求め、又は職員をして診療施設に立入検査させる等監督上必要な措置を講じ、及び診療施設整備計画が適当である旨の認定に関する事務を行うこと。

別表第三第一号中九十三の七を九十三の八とし、九十三の六を九十三の七とし、九十三の五を九十三の六とし、九十三の四の次に次のように加える。

九十三の五 輸入品専門売場の設置に関する大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の特例に関する法律(平成三年法律第八十一号)の定めるところにより、第二種大規模小売店舗において輸入品専門売場を設置して小売業を営もうとする者からの届出を受理し、その届出をした者に対して必要な勧告を行い、その勧告に従わないときはその勧告に従うべきことを命じ、第二種大規模小売店舗における小売業者に対して営業の停止を命じ、及び第二種大規模小売店舗における小売業者に對して報告を求め、又は職員をしてその事務所等に立入検査させる等の事務を行うこと。

別表第三第一号九十四の前の次に次のように加える。

九十三の九 エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法(平成五年法律第十八号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、中小企業者又は組合等が作成する事業計画が適当である旨の承認に関する事務を行い、及び承認中小企業者等から中小企業承認事業計画等の実施状況について報告を求めること。

別表第三第一号九十四の四(昭和四十九年法律第五十七号)の下に「及びこれに基づく政令」を、「振興計画」の下に「共同振興計画、活用計画及び支援計画を」「送付し」の下に「認定振興計画の実施終了後に実施される振興計画を認定し」を加え、「認定振興計画」を「認定振興計画等」に、「事業協同組合等」を「製造協同組合等」に改め、同号九十六中「に関する事務を行い、危害予防規程を認可し、」を「危害予防規程の認可並びに」に改め、同号九十七の十二を九十七の十四とし、九十七の十一を九十七の十二とし、その次に次のように加える。

九十七の十三 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成五年法律第五十一号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、基盤施設計画又は連携計画が適当である旨の認定に関する事務を行い、及び認定を受けた商工会等から基盤施設事業又は連携事業の実施状況について報告を求めること。

別表第三第一号中九十七の十を九十七の十一とし、九十七の九の次に次のように加える。

九十七の十 特定中小企業集積の活性化に関する臨時措置法の定めるところにより、進出計画又は円滑化計画の承認に関する事務を行い、及び承認中小企業者又は承認商工組合等から実施状況について報告を求めること。

こと。

別表第三第一号中九十八の四を九十八の五とし、九十八の三の次に次のように加える。

九十八の四 中小企業流通業務効率化促進法(平成四年法律第六十五号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、効率化計画が適当である旨の認定に関する事務を行い、及び認定組合等から流通業務効率化事業の実施状況について報告を求めること。

別表第三第一号百四の二(対して)の下に「施設の改善又はを加え、同号百七中、使用期間が六月を超えない仮線の敷設の工事」を「及び仮設工事」を認可し、軌道の建設に関する規程によらない設計を許可し」に改め、同号百十四中「及び」を削り、「認可する」を「認可し、及び運河の譲渡等を許可する」に改める。

別表第三第二号十一(中「銃砲刀剣類所持等取締法」の下に「及びこれに基づく政令」を加え、「又は」を「及び」に改め、「登録」の下に「並びに刀剣類の製作の承認」を加え、同号に次のように加える。

十五 民法及びこれに基づく政令の定めるところにより、社団法人又は財団法人の設立の許可に関する事務を行い、定款の変更を認可し、監督上必要な命令をし、業務及び財産の状況を検査し、並びに解散の届出を受理すること。

十六 民法施行法及びこれに基づく政令の定めるところにより、同法による許可を受けたる法人に対して解散を命じ、及び解散の届出を受理すること。

十七 信託法及びこれに基づく政令の定めるところにより、公益信託の引受けを許可し、事務の処理につき検査を行い、必要な処分を命じ、並びに信託管理人、信託財産の管理人及び受託者の選任等に関する事務を行うこと。

十八 破産法及びこれに基づく政令の定める

ところにより、社団法人又は財団法人の継続を許可すること。

別表第四第一号(一)の四中「指定都市」の下に「及び中核市」を加え、同号中「(一)の五」とし、「(一)の三を(一)の四とし、(一)の二の次に次のように加える。

(一) 三 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律及びこれに基づく政令の定めるところにより、拠点整備促進区域内における土地の形質の変更等を許可し、及び許可を受けないで土地の形質を変更した者等に対して土地の原状回復又は違反建築物等の移転若しくは除去を命ずる等の事務を行うこと。(指定都市の市長に限る。)

別表第四第一号(六)を次のように改める。

(六) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びこれに基づく政令の定めるところにより、一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の設置等の許可又は届出の受理に関する事務を行い、一定の事業者に対して産業廃棄物処理計画又は特別管理産業廃棄物処理計画の作成の指示等を行い、産業廃棄物処理業者又は特別管理産業廃棄物処理業者等から必要な報告を求め、又は職員をしてこれらの者の事務所等に立入検査させ、及び産業廃棄物処理基準等に適合しない産業廃棄物の保管、収集、運搬若しくは処分を行つた者等に対して必要な措置を命ずる等の事務を行うこと。(保健所を設置する市の市長に限る。)

別表第四第一号十六の二(中「立入検査させる」を「臨検検査させる」に改め、同号十七中「指定都市」の下に「及び中核市」を加え、同号十八の二及び十九の二を削り、十九を十九の二とし、十八の四及び十八の五を削り、十八の三を十九とし、同号

十九の三中「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」の下に「及びこれに基づく政令」を、「振興計画」の下に「共同振興計画及び活用計画」を、「送付し」の下に「認定振興計画の実施終了後に実施される振興計画を認定し」を加え、「認定振興計画」を「認定振興計画等」に、「事業協同組合等」を「製造協同組合等」に改め、「指定都市の下に「及び中核市」を加え、同号十九の七、十九の九、十九の十一及び二十一の二中「指定都市」の下に「及び中核市」を加え、同号二十三の中「指定又はその」を削り、「若しくは」を又はに改め、「宅地造成工事の技術的基準について規則を定め」を削り、「指定都市」の下に「及び中核市」を加え、同号二十三の次に次のように加える。

二十三の二 宅地造成等規制法及びこれに基づく政令の定めるところにより、宅地造成工事規制区域の指定を行い、及び宅地造成に関する工事の技術的基準について規則を定めること。（指定都市の市長に限る。）

別表第四第二号七の二中「日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と

別表第六第一号（一）の表中「身体障害者福祉法第十条」を「身体障害者福祉法第十二条」に改める。

別表第七第一号の表中

あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復等地方審議会	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第十三条第三項及び柔道整復師法第二十五条第二項の規定によるあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師の試験、これらの者の業務に関する都道府県知事の指示、処分等に関する調査審議に関する事務
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、あん摩マッサージ指圧師試験委員	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第二条第五項及び柔道整復師法第十一条の規定によるあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師の試験に関する事務

大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法を「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法（平成三年法律第七十一号）」に、「永住許可」を「特別永住許可」に、「のうえ」を「の上」に改め、同号十四の二中若しくは特定療養費の支給を行い、又は医療費若しくは老人保健施設療養費を支給しを等を行いに改め、同号二十一の中「福祉事務所を管理する町村長に限る。」を削り、同号中三十七の三を三十七の四とし、三十七の二の次に次のように加える。

三十七の三 特定中小企業集積の活性化に関する臨時措置法及びこれに基づく政令の定めるところにより、進出計画又は円滑化計画の承認に関する事務を行い、及び承認中小企業者又は承認商工組合等から実施状況について報告を求めること。

別表第四第三号（四）中「指定都市」の下に「及び中核市」を加える。

別表第五第一号の表中、「老人福祉法、身体障害者福祉法」を削り、同表第二号の表中「第十三条第六項」を「第十三条第七項」に改める。

公害健康被害の補償等に関する法律第二条第一項又は第二項に規定する第一種地域又は第二種地域をその区域に含む都道府県の都道府県知事

公害健康被害認定審査会

公害健康被害の補償等に関する法律第四十四条の規定による指定疾病に係る認定及び補償給付の支給についての都道府県知事に対する意見の陳述に関する事務

公害健康被害の補償等に関する法律第二条第一項又は第二項に規定する第一種地域又は第二種地域をその区域に含む都道府県の都道府県知事

公害健康被害認定審査会

公害健康被害の補償等に関する法律第四十四条の規定による指定疾病に係る認定及び補償給付の支給についての都道府県知事に対する意見の陳述に関する事務

自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第六条第一項に規定する特定地域をその区域の全部又は一部とする都道府県の都道府県知事

総量削減計画策定協議会

自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第八条第一項の規定による総量削減計画に定められるべき事項の調査審議に関する事務

改める。

別表第七第二号の表中

指定都市の市長	土地利用審査会	国土利用計画法第三十九条第二項の規定による土地売買等の契約の締結の中止等の勧告についての市長に対する意見の陳述に関する事務
	地方社会福祉審議会	社会福祉事業法第六条第二項及び第三項並びに第十一条第一項の規定による社会福祉に関する事項の調査審議、関係行政機関に対する意見の具申等に関する事務
	地方障害者施策推進協議会	障害者基本法第三十条第二項の規定による障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項及び障害者に関する施策の推進につ

を

に

を

いて必要な関係行政機関相互間の連絡調整を要する事項の調査審議に関する事務

指定都市及び中核市の市長	指定都市の市長	
	地方社会福祉審議会	土地利用審査会
社会福祉事業法第六條第二項及び第三項並びに第十一條第一項の規定による社会福祉に関する事項の調査審議、関係行政機関に対する意見の具申等に関する事務	国土利用計画法第三十九條第二項の規定による土地売買等の契約の締結の中止等の勧告についての市長に対する意見の陳述に関する事務	障害者基本法第三十條第二項の規定による障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項及び障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互間の連絡調整を要する事項の調査審議に関する事務

に改める。

附則

1 (施行期日) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日から施行する。ただし、第十五條第二項、第七十四條、第七十四條の四、第七十五條第五項、第七十六條第四項、第八十條第四項、第八十一條第二項、第八十六條第四項、第九百條第三項、第九百五十九條第二項、第二百二十八條第三項、第二百四十二條の二及び第二百四十四條の二第七項の改正規定並びに別表第一から別表第七までの改正規定(別表第二第一号十一)の改正規定、同号十二の次に次のように加える改

正規定(中核市に係る部分に限る。)、別表第四第一号(一)の四中「指定都市」の下に「及び中核市」を加え、同号中(一)の四を(一)の五とし、(一)の三を(一)の四とし、(一)の二の次に次のように加える改正規定(指定都市の下に「及び中核市」を加える部分に限る。)、同号十七の改正規定、同号十九の三の改正規定(指定都市の下に「及び中核市」を加える部分に限る。)、同号十九の七、十九の九、十九の十、二十一の二及び二十三の改正規定、同号二十三の次に次のように加える改正規定、同表第三号(四)の改正規定並びに別表第七第二号の表の改正規定を除く。並びに次に

項から附則第四項までの規定は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

(直接請求に関する経過措置)

2 改正後の地方自治法第七十四條第六項及び第七項の規定は、前項ただし書に規定する規定の施行の際現にその手続が開始されている直接請求については、適用しない。

(政令への委任)

3 前項に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(地方行政連絡会議法の一部改正)

4 地方行政連絡会議法(昭和四十年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。
別表東北地方行政連絡会議の項中「新潟県」の下に「並びに仙台市」を加え、同表関東地方行政連絡会議の項中「並びに」の下に「千葉市」を加える。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に關する法律案

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に關する法律

目次

第一章 中核市関係(第一條—第三十八條)
第二章 広域連合関係(第三十九條—第六十七條)

附則

第一章 中核市関係
(伝染病予防法の一部改正)

第一條 伝染病予防法(明治三十年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二十八條中「謂フ」の下に「及同法第二百五十二條の二十二第一項ノ中核市(以下「中核市」と謂フ)を加え、「指定都市等」ヲ「指定都市若ハ中核市以下指定都市等」ト謂フ」之ヲに、「指定都市ノ長を指定都市等ノ長」に、「指定都市又ハ」を指定都市等又ハに改める。

第二十八條ノ三中「指定都市」を「指定都市等」に改める。

(地域保健法の一部改正)
第二條 地域保健法(昭和二十二年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第五條中「都道府県」の下に「地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二條の十九第一項の指定都市、同法第二百五十二條の二十二第一項の中核市その他の」を加える。

(児童福祉法の一部改正)

第三條 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第五十九條の四第一項中「(一)の下に」及び同法第二百五十二條の二十二第一項の中核市(以下本条中「中核市」という。)を加え、「指定都市」を「指定都市等」という。が「指定都市の長」を「指定都市等の長」に、「指定都市又は」を「指定都市等又は」に改め、同条第二項中「指定都市」を「指定都市等」に改める。

(食品衛生法の一部改正)
第四條 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

第二十九條の三中「外」を「ほか」に改め、「(一)の下に」及び同法第二百五十二條の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)を加え、「指定都市」を「指定都市若しくは中核市(以下「指定都市等」という。))」に、「指定都市の長」を「指定都市等の長」に、「指定都市又は」を「指定都市等又は」に改める。

第二十九條の四中「指定都市」を「指定都市等」に改める。

(墓地、埋葬等に関する法律の一部改正)
第五條 墓地、埋葬等に関する法律(昭和二十三年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第十九條の三中「外」を「ほか」に改め、「(一)の下に」及び同法第二百五十二條の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)を加え、「の長」を「又は中核市(以下「指定都市等」という。))の長」に、「指定都市の長」を「指定都市等の長」に改める。

（興行場法の一部改正）

第六條 興行場法（昭和二十三年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。

第七條の二「定が」を「定めが」に、「外」を「ほか」に改め、「いう」の下に「及び同法第二百五十二條の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）を加え、「指定都市が」を「指定都市若しくは中核市（以下「指定都市等」という。）が」に、「指定都市の長」を「指定都市等の長」に、「指定都市又は」を「指定都市等又は」に改める。

（旅館業法の一部改正）

第七條 旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第九條の二「定が」を「定めが」に、「外」を「ほか」に改め、「いう」の下に「及び同法第二百五十二條の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）を加え、「指定都市が」を「指定都市若しくは中核市（以下「指定都市等」という。）が」に、「指定都市の長」を「指定都市等の長」に、「指定都市又は」を「指定都市等又は」に改める。

（公衆浴場法の一部改正）

第八條 公衆浴場法（昭和二十三年法律第百三十九号）の一部を次のように改正する。

第七條の二「定が」を「定めが」に、「外」を「ほか」に改め、「いう」の下に「及び同法第二百五十二條の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）を加え、「指定都市が」を「指定都市若しくは中核市（以下「指定都市等」という。）が」に、「指定都市の長」を「指定都市等の長」に、「指定都市又は」を「指定都市等又は」に改める。

（民生委員法の一部改正）

第九條 民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）の一部を次のように改正する。

中「中核市」という。）を加え、「指定都市が」を「指定都市若しくは中核市（以下本条中「指定都市等」という。）が」に、「指定都市の長」を「指定都市等の長」に、「指定都市又は」を「指定都市等又は」に改める。

（屋外広告物法の一部改正）

第十條 屋外広告物法（昭和二十四年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第十三條の見出し中「大都市」を「大都市等」に改め、同条中「いう」の下に「及び同法第二百五十二條の二十二第一項の中核市（以下この条において「中核市」という。）を加え、「指定都市が」を「指定都市若しくは中核市（以下この条において「指定都市等」という。）が」に、「指定都市の長」を「指定都市等の長」に、「指定都市又は」を「指定都市等又は」に改める。

（身体障害者福祉法の一部改正）

第十一條 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

第四十三條の二の見出し中「大都市」を「大都市等」に改め、同条第一項中「いう」の下に「及び同法第二百五十二條の二十二第一項の中核市（以下本条中「中核市」という。）を加え、「指定都市が」を「指定都市若しくは中核市（以下本条中「指定都市等」という。）が」に、「指定都市の長」を「指定都市等の長」に、「指定都市又は」を「指定都市等又は」に改め、同条第二項中「指定都市」を「指定都市等」に改める。

（生活保護法の一部改正）

第十二條 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第八十四條の二の見出し中「大都市」を「大都市等」に改め、同条第一項中「いう」の下に「及び同法第二百五十二條の二十二第一項の中核市（以下本条中「中核市」という。）を加え、「指定都市が」を「指定都市若しくは中核市（以下本条中「指定都市等」という。）が」に、「指定都市の長」を「指定都市等の長」に、「指定都市又は」を「指定都市等又は」に改め、同条第二項中「指定都市」を「指定都市等」に改める。

「指定都市等」に改める。

（文化財保護法の一部改正）

第十三條 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）の一部を次のように改正する。

第一百條第一項中「指定都市」の下に「若しくは同法第二百五十二條の二十二第一項の中核市」を加える。

（社会福祉事業法の一部改正）

第十四條 社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第六條第二項中「及び」を「並びに」に改め、「いう」の下に「及び同法第二百五十二條の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）を加え、同条第三項中「指定都市」の下に「若しくは中核市」を加える。

（結核予防法の一部改正）

第十五條 結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第六十八條の見出し中「大都市」を「大都市等」に改め、同条中「外」を「ほか」に改め、「いう」の下に「及び同法第二百五十二條の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）を加え、「指定都市が」を「指定都市若しくは中核市（以下「指定都市等」という。）が」に、「指定都市の長」を「指定都市等の長」に、「指定都市又は」を「指定都市等又は」に改める。

法第二百五十二條の二十二第一項の中核市（以下本条中「中核市」という。）を加え、「の長が」を「又は中核市（以下本条中「指定都市等」という。）の長が」に、「指定都市の長」を「指定都市等の長」に改める。

（駐車場法の一部改正）

第十七條 駐車場法（昭和三十三年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

第十二條中「あつては、」を「及び同法第二百五十二條の二十二第一項の中核市にあつては、それぞれ」に改める。

（精神薄弱者福祉法の一部改正）

第十八條 精神薄弱者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第三十條の見出し中「大都市」を「大都市等」に改め、同条第一項中「いう」の下に「及び同法第二百五十二條の二十二第一項の中核市（以下この条において「中核市」という。）を加え、「指定都市が」を「指定都市若しくは中核市（以下この条において「指定都市等」という。）が」に、「指定都市の長」を「指定都市等の長」に、「指定都市又は」を「指定都市等又は」に改め、同条第二項中「指定都市」を「指定都市等」に改める。

（住宅地区改良法の一部改正）

第十九條 住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

第三十六條の二の見出し中「大都市」を「大都市等」に改め、同条中「いう」の下に「及び同法第二百五十二條の二十二第一項の中核市（以下この条において「中核市」という。）を加え、「の長が」を「又は中核市（以下この条において「指定都市等」という。）の長が」に、「指定都市の長」を「指定都市等の長」に改める。

（宅地造成等規制法の一部改正）

第二十條 宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「行なう」を「行う」に、「あたり」を「当たり」に、「かき」を「垣」に、「行なう」を「行う」に改め、「管轄する都道府県知事の下に」指定都市又は地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市の長。第三項及び第二十条を除き、以下同じ。」を加える。

第七條第一項中「第十一條を除き、以下」を「以下この条及び第九條において」に改める。

第十一條中「の区域内においては、指定都市」を「又は中核市の区域内においては、それぞれ指定都市又は中核市」に、「行なう」を「行う」に改める。

第十九條中「都道府県」の下に「指定都市又は中核市の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市」を加える。

（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正）
第二十一條 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項第十一号中「又は同法」を、「同法」に、「支弁」を支弁又は伝染病予防法第二十二條の規定による地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）の支弁に改める。

第四條第五項中「激甚災害」を「激甚災害」に改め、「指定都市」の下に「若しくは中核市」を加える。

第二十條第一項中「指定都市」の下に「及び中核市」を加える。

（老人福祉法の一部改正）
第二十二條 老人福祉法（昭和三十八年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第三十四條の見出し中「大都市を」を「大都市等」に改め、同條第一項中「いう。」の下に「及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）」を加え、「指定都市が」を「指定都市等又は中核市」に改め、同條第二項中「指定都市」を「指定都市等」に改める。

（養護老人ホーム等の設置に係る中核市の長に対する助言等）
第六條の二 都道府県知事は、当分の間、第十五條第四項の規定により社会福祉法人が中核市の区域内に養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを設置しようとする場合において、当該施設の設置によつて、第二十条の九に規定する都道府県老人福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、当該中核市の長に対し、必要な助言又は勧告をすることが出来る。

（母子及び寡婦福祉法の一部改正）
第二十三條 母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百九十九号）の一部を次のように改正する。

第二十三條の見出し中「大都市を」を「大都市等」に改め、同條中「いう。」の下に「及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）」を加え、「指定都市が」を「指定都市等又は中核市」に改め、同條第二項中「指定都市」を「指定都市等又は中核市」に改め、同條第二項中「指定都市」を「指定都市等又は中核市」に改める。

（流通業務市街地の整備に関する法律の一部改正）
第二十五條 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和四十一年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「においては、その」を「及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市においては、それぞれその」に改める。

（都市計画法の一部改正）
第二十六條 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第二十九條第四号中「指定都市」という。）の下に「同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下単に「中核市」という。）」を、「指定都市」の下に、「中核市」を加える。

第八十四條中「指定都市」の下に「若しくは中核市」を加える。

第八十七條の見出し中「大都市を」を「大都市等」に改め、同條第二項中「指定都市」を「指定都市及び中核市」に、「指定都市が」を「指定都市若しくは中核市（以下「指定都市等」という。）が」に、「指定都市の長」を「指定都市等の長」に、「行なう」を「行う」に、「指定都市又は中核市」を「指定都市等又は中核市」に改める。

（都市再開発法の一部改正）
第二十七條 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第三十七條の見出し中「大都市を」を「大都市等」に改め、同條中「いう。」の下に「及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）」を加え、「の長が行なう」を「又は中核市（以下この条において「指定都市等」という。）の長が行う」に、「指定都市の長」を「指定都市等の長」に改める。

（公有地の拡大の推進に関する法律の一部改正）
第二十八條 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第二十九條の見出し中「大都市を」を「大都市等」に改め、同條第一項中「いう。」の下に「及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）」を加え、「の長が行なう」を「又は中核市（以下「指定都市等」という。）の長が行なう」に、「指定都市の長」を「指定都市等の長」に改める。

（都市緑地保全法の一部改正）
第二十九條 都市緑地保全法（昭和四十八年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

第二條の二第四項中「いう。」の下に「及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（第十二條において「中核市」という。）」を加える。

第十二條の見出し中「大都市を」を「大都市等」に改め、同條中事務は、指定都市の下に「及び中核市」を加え、「指定都市が」を「指定都市若しくは中核市（以下この条において「指定都市等」という。）が」に、「指定都市の長」を「指定都市等の長」に、「指定都市又は中核市」を「指定都市等又は中核市」に改める。

（伝統的工芸品産業の振興に関する法律の一部改正）
第三十條 伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和四十九年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二條第三項中（以下単に「指定都市」を「又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」に、「当該指定都市」を「当該指定都市等」に改める。

（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の一部改正）
第三十一條 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

(以下この条において「中核市」という。)に、「の長が」を「又は中核市(以下この条において「指定都市等」という。)の長が」に、「指定都市の長に」を「指定都市等の長に」に改める。
(農住組合法の一部改正)

第三十二条 農住組合法(昭和五十五年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第九十条の見出し中「大都市」を「大都市等」に改め、同条中「いう。」の下に「及び同法第二百五十二條の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)」を加え、「の長が」を「又は中核市(以下「指定都市等」という。)の長が」に、「指定都市の長に」を「指定都市等の長に」に改める。
(民間事業者の能力の活用により特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部改正)

第三十三条 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和六十一年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第五十八條の見出し中「大都市」を「大都市等」に改め、同条中「(以下この条において「指定都市」を「又は同法第二百五十二條の二十二第一項の中核市(以下この条において「指定都市等」に、「指定都市の長を、指定都市等の長に改める。
(後天性免疫不全症候群の予防に関する法律の一部改正)

第三十四条 後天性免疫不全症候群の予防に関する法律(平成元年法律第二号)の一部を次のように改正する。

第十二條の見出し中「大都市」を「大都市等」に改め、同条中「いう。」の下に「及び同法第二百五十二條の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)」を加え、「より、指定都市の長を、より、指定都市若しくは中核市(以下「指定都市等」という。)の長に、「指定都市の長又はその職員に」を「指定都市等の長又はその職員に」に改める。

第十三條中「指定都市」を「指定都市等」に改める。

(市民農園整備促進法の一部改正)

第三十五条 市民農園整備促進法(平成二年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第十二條第二項中「指定都市」の下に「若しくは同法第二百五十二條の二十二第一項の中核市」を加える。
(地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律の一部改正)

第三十六条 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成四年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第二十三條の見出し中「大都市」を「大都市等」に改め、同条中「ものは、指定都市」の下に「及び地方自治法第二百五十二條の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)」を加え、「の長が」を「又は中核市(以下「指定都市等」という。)の長が」に、「指定都市の長に」を「指定都市等の長に」に改める。
(特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部改正)

第三十七条 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成五年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第十九條の見出し中「大都市」を「大都市等」に改め、同条中「いう。」の下に「及び同法第二百五十二條の二十二第一項の中核市(以下この条において「中核市」という。)」を加え、「の長が」を「又は中核市(以下この条において「指定都市等」という。)の長が」に、「指定都市の長に」を「指定都市等の長に」に改める。

(高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の一部改正)

第三十八條 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(平成六年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第十六條の見出し中「大都市」を「大都市等」に改め、同条中「いう。」の下に「及び同法第二百五十二條の二十二第一項の中核市(以下この条に

において「中核市」という。)を加え、「の長が」を「又は中核市(以下この条において「指定都市等」という。)の長が」に、「指定都市の長に」を「指定都市等の長に」に改める。
第二章 広域連合関係
(学校教育法の一部改正)

第三十九条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三十條中「共同処理する」を「処理する」に改める。
(児童福祉法の一部改正)

第四十條 児童福祉法の一部を次のように改正する。

第五十九條の二中「一部事務組合」の下に「又は広域連合」を加え、「その組合」を「その一部事務組合又は広域連合」に改める。
(消防組織法の一部改正)

第四十一條 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十六條の三中「一部事務組合」の下に「又は広域連合」を加え、「あつては」を「あつては」に改める。
(地方財政法の一部改正)

第四十二條 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第五條の五の見出し中「一部事務組合」を「一部事務組合等」に改め、同条中「規定による一部事務組合」を「一部事務組合又は広域連合(以下この条において「一部事務組合等」という。)」に、「当該組合」を「当該一部事務組合等」に、「起す」を「起す」に、「責に」を「責に」に改める。

第九條中「補助執行させた事務」の下に「並びに同法第二百九十一條の二第二項の規定により都道府県知事又は都道府県の委員会若しくは委員が都道府県の加入しない同法第二百八十四條第一項の広域連合(第二十八條第二項及び第三項において「広域連合」という。)の長その他の執行機関に委任した事務」を加え、「但し」を「ただし」に改める。

第二十八條中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項に改め、「市町村」の下に「又は都道府県の加入しない広域連合」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定は、都道府県知事又は都道府県の委員会若しくは委員が、都道府県の加入しない広域連合の長その他の執行機関に委任してその権限に属する事務を行わせる場合について準用する。
(競馬法の一部改正)

第四十三條 競馬法(昭和二十三年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

第二十九條第三号中「に規定する一部事務組合」を「一部事務組合若しくは広域連合」に改める。
(医療法の一部改正)

第四十四條 医療法(昭和二十三年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第三十條の三第十項中「共同処理する一部事務組合」を「一部事務組合及び広域連合」に改める。
(水防法の一部改正)

第四十五條 水防法(昭和二十四年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第二條第二項中「水防事務組合」の下に「の管理者若しくは長」を加える。
(身体障害者福祉法の一部改正)

第四十六條 身体障害者福祉法の一部を次のように改正する。

第四十三條の見出し中「一部事務組合」を「一部事務組合等」に改め、同条中「一部事務組合」の下に「又は広域連合」を加え、「その組合」を「その一部事務組合又は広域連合」に改める。
(生活保護法の一部改正)

第四十七條 生活保護法の一部を次のように改正する。

第八十二條の見出し中「一部事務組合」を「一部事務組合等」に改め、同条中「一部事務組合」の

下に「又は広域連合を加え、その組合を」と「その一部事務組合又は広域連合を」に、「組合の長」を「一部事務組合の管理者又は広域連合の長」に改める。

(地方交付税法の一部改正)

第四十八条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第十三条第九項中、「又は同条第三項の」を「広域連合又は」に改める。

(港灣法の一部改正)

第四十九条 港灣法(昭和二十五年法律第二百一十八号)の一部を次のように改正する。

第三十三条中、「第二百八十四条第一項を」第二百八十四条第二項若しくは第三項に改める。

第五十五条第二項中、「第二百八十四条第一項」を「第二百八十四条第二項又は第三項」に改める。

(地方税法の一部改正)

第五十条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第七百三十三条の四第一項中、「一部事務組合」の下に又は広域連合を加え、「当該組合を当該一部事務組合又は広域連合」に改め、同条第二項中「次の各号」を「次に」に改め、「一部事務組合」の下に「又は広域連合」を加える。

(社会福祉事業法の一部改正)

第五十一条 社会福祉事業法の一部を次のように改正する。

第十三条第五項中、「一部事務組合」の下に「又は広域連合」を加え、「当該組合」を「当該一部事務組合又は広域連合」に改める。

(北海道開発のためにする港灣工事に關する法律の一部改正)

第五十二条 北海道開発のためにする港灣工事に關する法律(昭和二十六年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中、「第二百八十四条第一項」を「第二百八十四条第二項又は第三項」に改める。

(地方公営企業法の一部改正)

第五十三条 地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「一部事務組合」の下に「及び広域連合」を加える。

第一条中「身分取扱」を「身分取扱」に、「共同処理する」を「処理する」に改め、「一部事務組合」の下に「及び広域連合」を加える。

第二条第三項中「規定による」を削り、「という」の下に「又は広域連合(以下「広域連合」という)」を加える。

第五章 一部事務組合に關する特例を「第五項 一部事務組合及び広域連合に關する特例」に改める。

第三十九条の二第八項中「企業団」の下に「又は広域連合企業団」を加え、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8 地方公営企業の経営に關する事務を処理する広域連合(これを広域連合企業団という)に對する第七條の規定の適用については、同条ただし書中「政令で定める地方公営企業について管理者」とあるのは、「管理者」とする。

第三十九条の三第一項及び第二項中「企業団」の下に「又は広域連合企業団」を加え、同条第三項中「共同処理する」を「処理する」に改め、「一部事務組合」の下に「又は広域連合」を加える。

(地方教育行政の組織及び運営に關する法律の一部改正)

第五十四条 地方教育行政の組織及び運営に關する法律(昭和三十一年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「共同処理する」を「処理する」に改める。

第六十条第一項中「共同処理する」を「処理する」に改め、同条第二項中「共同処理する」を「処理する」に改め、「第二百九十条」の下に「第二百九十一条の十一、第二百九十一条の十四第五項又は第二百九十一条の十五第三項」を加え、「きかなければ」を「聴かなければ」に改め、同条第三項中「共同処理する」を「処理する」に、「第二百八

十四條第一項を「第二百八十四條第二項、第三項、第五項又は第六項」に「きかなければ」を「聴かなければ」に改め、同条第四項中「共同処理する」を「処理する」に改め、同条第五項中「前四項」を「前各項」に「共同処理する」を「処理する」に、「特別の定」を「特別の定め」に改める。

(精神薄弱者福祉法の一部改正)

第五十五条 精神薄弱者福祉法の一部を次のように改正する。

第二十八条の見出し中「一部事務組合」を「一部事務組合等」に改め、同条中「一部事務組合」の下に「又は広域連合」を加え、「その組合」を「その一部事務組合又は広域連合」に改める。

(産炭地域振興臨時措置法の一部改正)

第五十六条 産炭地域振興臨時措置法(昭和三十一年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「第二百八十四条第一項」を「第二百八十四条第二項」に改め、「一部事務組合」の下に「同条第三項の規定による広域連合」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第五十七条 地方公務員等共済組合法(昭和三十一年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「第二百八十四条に規定する一部事務組合を」第二百八十四条第一項の一部事務組合、広域連合に「に規定する地方開業事業団」を「の地方開業事業団」に改める。

(老人福祉法の一部改正)

第五十八条 老人福祉法の一部を次のように改正する。

第三十二条の見出し中「一部事務組合」を「一部事務組合等」に改め、同条中「一部事務組合」の下に「又は広域連合」を加え、「その組合」を「その一部事務組合又は広域連合」に改める。

(特別児童扶養手当等の支給に關する法律の一部改正)

第五十九条 特別児童扶養手当等の支給に關する法律(昭和三十一年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第三十九条の見出し中「一部事務組合」を「一部事務組合等」に改め、同条中「一部事務組合」の下に「又は広域連合」を加え、「その組合」を「その一部事務組合又は広域連合」に改める。

(新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に關する法律(昭和四十年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第六十条 新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に關する法律(昭和四十年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第七条中「こえて」を「超えて」に、「規定による一部事務組合及び」を「一部事務組合及び広域連合並びに」に、「規定による地方開業事業団並びに」を「地方開業事業団並びに前条の」に、「行なう」を「行う」に改める。

(首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に關する法律の一部改正)

第六十一条 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に關する法律(昭和四十一年法律第一百四号)の一部を次のように改正する。

第七条中「こえて」を「超えて」に、「規定による一部事務組合及び」を「一部事務組合及び広域連合並びに」に、「規定による地方開業事業団並びに」を「地方開業事業団並びに前条の」に、「行なう」を「行う」に改める。

(都市計画法の一部改正)

第六十二条 都市計画法の一部を次のように改正する。

第二十九条第四号中「一部事務組合」の下に「広域連合」を加える。

(卸売市場法の一部改正)

第六十三条 卸売市場法(昭和四十六年法律第三

十五号の一部を次のように改正する。

第八条第二号中「共同処理する」を「処理する」に、「規定による一部事務組合」を「一部事務組合又は広域連合」に改める。

(沖縄振興開発特別措置法の一部改正)

第六十四条 沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第八条第九項中「第二百八十四条第一項を」第二百八十四条第二項又は第三項に改める。

(公有地の拡大の推進に関する法律の一部改正)

第六十五条 公有地の拡大の推進に関する法律の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「一部事務組合」の下に「又は広域連合」を加える。

(国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部改正)

第六十六条 国際緊急援助隊の派遣に関する法律(昭和六十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第五項中「及び」を「並びに」に改め、「一部事務組合」の下に「及び広域連合」を加える。

(地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律の一部改正)

第六十七条 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「一部事務組合」という。の下に「若しくは広域連合(当該指定地域をその区域の一部とするものを含む。以下「広域連合」という。)」を加え、同条第八項中「一部事務組合」の下に「若しくは広域連合」を加える。

第八条第一項中「一部事務組合」及び「を、当該一部事務組合」の下に「又は広域連合」を、「同じ。」の下に「又は広域連合の長」を加える。

第九条中「管理者」の下に「又は広域連合の長」を加える。

第四十六条中「一部事務組合」の下に「又は広域連合」を加える。

附則

(施行期日)

1 この法律中、第一章の規定及び次項の規定は地方自治法の一部を改正する法律(平成六年法律第 号)中地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二編第十二章の改正規定の施行の日から、第二章の規定は地方自治法の一部を改正する法律中地方自治法第三編第三章の改正規定の施行の日から施行する。

(地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律の一部改正)

2 地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律(平成六年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第二十条のうち伝染病予防法第二十八条ノ三の改正規定中「指定都市」を「指定都市等」に改める。

平成六年六月二十八日印刷

平成六年六月二十九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K